

第1章 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

I. 医薬品を巡る最近の議論の状況

新型コロナウイルス感染症を巡る制度や議論の動向

日本製薬工業協会

藤井 光夫

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が、米国、インド、ブラジル、欧州、ロシアで多数報告され世界的にも感染が拡大し、地球規模で重大な社会問題となっている。

治療薬及びワクチンが感染の早期収束と経済回復の鍵を握っており、現在、日米欧等の新薬メーカーが COVID-19 の治療薬及びワクチンの研究開発に取り組み、ワクチンの接種も始まっているが、通常の治療薬及びワクチンとは異なり、研究開発に極めてスピードが求められている。同時に、製品化された際には、世界中に速やかに供給できるような体制が求められている。国内外でこの対応のために種々のパートナーシップ等を通じた企業の取り組みが講じられている。

一方で、特に途上国においては、価格も含めて治療薬及びワクチンをどのように供給していくかは大きな課題である。

知的財産の側面からも、本問題について国際機関ならびに各国で議論されているが、これらの議論を紹介し、知財面での今後に向けた対応について研究開発型製薬産業からの視点で私見を述べる。

2. COVID-19 状況

(1) 感染状況

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者数は2月25日現在、世界で1億1,200万人を上回り、死者数は250万人近くになっていると報告されている¹。米国、インド、ブラジル、欧州、ロシアで多数の患者が報告されているが、世界的に感染が拡大し、世界各国の経済活動や社会活動を麻痺させ、地球規模で重大な社会問題となっている。日本においても感染者数は427,728人、死者の数は7,664人となっている。

¹ ジョーンズ・ホプキンス大学 COVID-19 Dashboard

<https://gisanddata.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/bda7594740fd40299423467b48e9ecf6>（最終アクセス日：2021年2月25日）

(2) 国際的な取り組み例

COVID-19 対策として代表的な国際的な仕組みには、ワクチンと予防接種のための世界同盟 (GAVI)²、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)³、GAVI、CEPI 及び WHO が中心的な役割を担う国際協調パートナーシップ (ACT Accelerator)⁴ 及び ACT Accelerator の一つの仕組みであるワクチンを共同購入する COVID-19 Vaccine Global Access Facility (COVAX)⁵ 等がある。

GAVI は、ジュネーヴに本部を置くグローバル・パートナーシップ機関で、途上国・低所得国の子どもの予防接種プログラムの拡大を通じて、世界の子どもの命を救い、人々の健康を守ることを目的して 2000 年に設立された組織である。予防接種支援のための出資国、WHO、国際連合児童基金 (UNICEF)、世界銀行、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ワクチン業界、研究・技術機関や市民社会団体等がそのパートナーとなっている。2011 年より日本政府も GAVI を支援する出資国として参加している。

CEPI は、ノルウェーに本部を置く、2017 年に発足したグローバル・パートナーシップ機関で、ワクチン開発を促進することを目的とするものである。日本政府は創設に関わり、2017 年より拠出を行っている。日本、ノルウェー、ドイツ、英国、オーストラリア、カナダ、ベルギーに加え、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラストが拠出し、平時には需要の少ない、世界規模の流行の生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、低中所得国においてもアクセスが可能となる価格でのワクチン供給を目的としている。2021 年 2 月 25 日現在、COVID-19 に対するワクチンについて、英アストラゼネカ・オックスフォード大、米ノババックス及び米モデルナ等の 11 のテーマに対して研究資金を提供している。

WHO は、2020 年 4 月に、COVID-19 に関する診断、予防、治療に関するイノベーションの加速と公平なアクセスを担うことを目的としているプラットフォーム ACT Accelerator を立ち上げた。EU、EU 加盟国、カナダ、日本等が発足メンバーで、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、CEPI、GAVI、UNITAID に加え、産業界から国際製薬団体連合会 (IFPMA) 及び INTERNATIONAL GENERIC AND BIOSIMILAR MEDICINES ASSOCIATION (IGBA) などが参画している。このプラットフォームでは、共同研究及びデータ共有などを推進している。

COVAX は ACT Accelerator の柱の一つで、GAVI、CEPI 及び WHO が主導するワクチンを共同購入する仕組みである。高・中所得国は自ら資金を拠出し、自国用にワクチンを購

² Gavi, the Vaccine Alliance
<https://www.Gavi.org/> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

³ The Coalition for Epidemic Preparedness Innovations (CEPI), Our portfolio
https://cepi.net/research_dev/our-portfolio/ (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

⁴ WHO, The Access to COVID-19 Tools (ACT) Accelerator
<https://www.who.int/initiatives/act-accelerator> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

⁵ Gavi, COVAX
<https://www.Gavi.org/covax-facility> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

入する枠組みと、先進国及び団体等からの拠出金により途上国へのワクチン供給を行う枠組みをもっている。2021年2月現在 CEPI が開発支援する 11 種類のワクチン及び他のワクチンを検討対象とし、各国におけるワクチン確保の一手段となり得るものである。拠出金はワクチン等の開発や製造設備整備に使われ、国際的に公平なワクチンの普及に資することが期待されている。WHO では米ファイザー・独ビオンテック及び英アストラゼネカ・オックスフォード大がそれぞれ共同開発したワクチンを承認し、COVAX を通じて途上国に供給する予定である。2021年2月25日現在、COVAX には、日本を含む 190 以上の国・地域が参加し、2021 年末までに 20 億回分のワクチン確保を目指している。GAVI が主に途上国を目的としていたが、COVAX は先進国も対象とする仕組みである。日本は購入権を確保するが、購入義務を負わない契約で、人口の 20%分を確保する予定である。

以上は国際連携の一例であるが、日米欧等の各国当局も COVID-19 の治療薬及びワクチン開発を科学、規制、審査、資金など様々な方面から支援している。このように、国際機関及び各国政府がリーダーシップを発揮し治療薬及びワクチンの研究開発及び全世界への供給を促進させることに加え、国際的な協調による治療薬及びワクチンの審査の迅速化、規制や技術に関する情報共有などが積極的に行われている。

(3) 製薬産業の取り組み

現在世界中の新薬メーカー及びワクチンメーカーが COVID-19 の診断薬、治療薬及びワクチンの開発と種々の取り組みを進めている。詳細は、WHO⁶、IFPMA⁷、日本製薬工業協会（以下、製薬協という。）⁸等の Web サイトに掲載されているが、代表的なものをいくつか紹介する。

ワクチンについては、WHO の 2021 年 2 月 25 日時点のまとめによると、臨床試験に入っている COVID-19 ワクチン候補は 73 種類ある。このほかに 182 種類が前臨床の段階にある。

現在 1 番手は、米ファイザーと独ビオンテックの mRNA ワクチン「BNT162b2」で、2020 年 7 月より P2/3 試験を始めた。11 月には P3 試験の良好な中間解析結果が発表され、同月緊急使用について申請を行い、英国では早くも 2020 年 12 月 2 日に承認された。その後、米国及び欧州でも承認され、接種が始まった。日本でも 2021 年 2 月 14 日に承認され、同 17 日から接種が始まった。

米モデルナの mRNA ワクチン「mRNA-1237」は 2020 年 7 月に P3 試験を開始し、11 月には米ファイザーと同様に、良好な暫定的評価分析が発表され、同様に緊急使用について

⁶ WHO, Draft landscape of COVID-19 candidate vaccines
<https://www.who.int/publications/m/item/draft-landscape-of-covid-19-candidate-vaccines> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

⁷ IFPMA COVID-19 Hub
<https://www.ifpma.org/covid19/> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

⁸ 新型コロナウイルス感染症に対する製薬協の取り組みについて
<http://www.jpma.or.jp/coronavirus/> (最終アクセス日: 2021 年 2 月 25 日)

申請を行い、2020年12月に米国、2021年1月に欧州および英国で承認された。日本では、武田が開発を担当するが、最速で2021年5月に承認の見込みである。

英アストラゼネカとオックスフォード大が共同開発しているアデノウイルスベクターワクチン「AZD1222」は、2020年9月に英国のP3試験で被験者1人が原因不明の症状を発症し、試験が一時中断されたが、再開後の11月には、良好な結果が得られたと発表された。2020年12月末に英国で承認され、欧州では2021年1月に承認された。日本では2021年2月に承認申請された。本ワクチンについては、JCRファーマが製造し、バイアル充填や包装などは第一三共とKMバイオロジクスが行い、国内で生産される予定である。

国内では、大阪大とアンジェスが共同開発するDNAワクチン「AG0301-COVID19」は、2021年2月現在、P2/3試験を行っている。

ワクチンを開発中の英アストラゼネカ、米ノババックス、仏サノフィ及び英グラクソ・スミスクラインは、ワクチンの多くを途上国にも供給する考えを示している。さらに、新薬メーカーは前述の様な、国際機関、各国政府の取り組みに参画及び協力している。英アストラゼネカ及び米モデルナはCEPIから開発資金支援を受け、COVAXへの参加が決定している11種のワクチンにも含まれている。

治療薬については既存薬を転用するものが多いが、抗ウイルス薬であるレムデシビル（米ギリアド・サイエンシズ）及びファビピラビル（富士フイルム富山化学、製品名：アビガン）、抗炎症薬であるデキサメタゾン（万有製薬が日医工に譲渡）、シクレソニド（帝人ファーマ、製品名：オルベスコ）、ナファモスタット（鳥居薬品が日医工に譲渡）及びカモスタット（小野薬品工業）などがある。

2020年3月に、治療薬候補の研究を加速する取り組みであるCOVID R&D Allianceが立ち上げられた。日本の武田、エーザイをはじめとして世界中の20社の大手新薬メーカー等が参画し、企業間で臨床試験データとリアルワールドエビデンスを共有し、COVID-19に対して効果を示す可能性のある作用機序と治療薬の特定を進めている⁹。

このように、新薬メーカー及びワクチンメーカーは研究開発及びその供給促進を目的としたCEPI、GAVI、ACT Accelerator、COVAX等への参画と民間も含めたパートナーシップを活用している。

3. COVID-19 関連の知財動向

(1) 国際機関等

2020年5月のWHO総会ではCOVID-19対応のための「COVID-19 response」が決議された¹⁰。本決議は、最初はEUからの提案であったが、総会時には日本も含め30カ国程度の

⁹ COVID R&D Alliance
<https://www.covirdalliance.com/>（最終アクセス日：2021年2月25日）

¹⁰ WHO、COVID-19 response
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA73/A73_R1-en.pdf（最終アクセス日：2021年2月25日）

共同提案となった。COVID-19 対応のために、あらゆるレベルでの協力とその強化が決議された。知的財産については、特許権の効力を制限するような記載はなく、TRIPS 協定及びドーハ宣言の内容が再確認された程度の内容であった。従来の WHO の文書には、TRIPS の柔軟性及び強制実施権の活用を促すような文書が見られたが、本決議では、日欧等も共同提案国になっていることから、知的財産権を制限するような記載はない。

パテントプール及び知財プール関連では、UNITAID が 2010 年から medicines patent pool (MPP) の運用を始めた¹¹。これは先進国の新薬メーカーが MPP の要請に応じてライセンスを許諾し、インド等のジェネリックメーカーが MPP からサブライセンスを得て、アフリカ等の低所得国向けの安価な医薬品を製造し、輸出するという仕組みである。新薬メーカーにとって、低所得国での事業は自社で行うのは難しい場合も多く、その部分のみをジェネリックメーカーに委ねることで、新薬メーカーの事業に対して大きな影響がないようにすることができる。これは、製品、国や地域等の諸事情を考慮し、ある程度柔軟な契約が可能のためである。MPP は、エイズ薬のパテントプールから始まり、その後、それ以外の感染症等に拡大した。日本を含めた新薬メーカー 5 社の特許が MPP に登録されている。最近 COVID-19 も MPP の対象となった。また、コスタリカ政府が WHO に、COVID-19 の検出、予防、管理、治療に必要な知識、技術、知的財産、データを共有するボランタリーな特許・技術プール COVID-19 Technology Access Pool (C-TAP) を提案し、WHO が Solidarity Call to Action¹²を公表した。治療、診断、ワクチン関連の知的財産等の権利者に、MPP の仕組みも利用して画一的で非独占的なグローバルな実施許諾及び／又は権利行使しないことを求めるものである。しかしながら、治療薬及びワクチンの供給には、製品、国や地域によって異なる状況・課題があり各製品及び各国・地域の状況に応じた柔軟な対応が求められるが、そのような対応ができるか疑問である。2021 年 2 月 17 日時点で 40 カ国が参加表明をしているが、新薬メーカーが存在する国の参加はなく、現実に機能するとは考えにくい。

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長ステートメントで、COVID-19 に関する現時点での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘されている。したがって、現時点での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘している¹³。

WTO では、2020 年 10 月の TRIPS 理事会に、インドと南アフリカが共同で TRIPS 協定の特許、意匠及び営業秘密等の知的財産権に係る各国の義務を COVID-19 に関するものに

¹¹ The Medicines Patent Pool
<https://medicinespatentpool.org/> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

¹² WHO, Solidarity Call to Action
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/global-research-on-novel-coronavirus-2019-ncov/covid-19-technology-access-pool/solidarity-call-to-action> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

¹³ WIPO, Some Considerations on Intellectual Property, Innovation, Access and COVID-19
https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025.html (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

については一定期間免除する提案を提出した¹⁴。知的財産権は、治療薬及びワクチンの手頃な価格でのタイムリーなアクセス及び COVID-19 に対応のために不可欠な治療薬及びワクチンの研究開発、製造、供給に対する障壁であるというのがその理由である。この提案について 10 月の TRIPS 理事会では、先進国及びブラジル等の反対により合意には至らなかったが、WTO で議論が継続されている。

(2) 各国

2020 年には強制実施権関連で、幾つかの国で動きがある¹⁵。

チリ及びエクアドルは、COVID-19 対応のための強制実施権に関する決議を国会で採択した。

カナダ議会は特許法の政府使用について修正を加える緊急の COVID-19 法案を可決し、ドイツ議会でも COVID-19 対応のためのエピソード対策法案が可決され、さらにフランスでも緊急事態宣言を認める法律が可決された。これらの国で COVID-19 対応のために特許発明を使用する権限が政府に認められた。

イスラエルは、COVID-19 の治療の有効性を試験中であるエイズ薬のロピナビル・リトナビル（商品名：カレトラ）に関する強制実施権を認めることとした。

ハンガリーは、COVID-19 に関する医薬品、医療機器等の製造に関する特許について強制実施権を与える権限を知財庁に認めた。

韓国では、強制実施権の範囲に感染症予防及び治療のための医薬品が含まれるとの明示的な規定がないため、修正する方向で法改正を検討中である。

TRIPS 協定は、緊急事態等の特定の限られた例外的な状況で強制実施権を認めているが、特許権者の正当な利益と特許制度のインセンティブ機能を保護するための条件と手順に従って強制実施権は許可されるものである。そのような条件が満たされない、特許権者の正当な利益と特許制度のインセンティブ機能を損なうようなことになれば、治療薬及びワクチンの研究開発を委縮させてしまう恐れがある。

また、強制実施権は、医療施設・従事者・行政、サプライチェーン等の医療へのアクセスに必要な事項の問題点を何ら解決しない。さらに、COVID-19 のような緊急事態下で医薬品を提供しなければならない状況において、強制実施権は、迅速且つ十分に品質が保証されている医薬品を製造し広く供給することを可能にするものではない。

これに対して、ボランティアなライセンスなどを伴うパートナーシップは、これらの課題を解決するための優れたアプローチだと考えられる。

日本政府は、G7 財務大臣会合及び国連総会等において、COVID-19 から世界中の人々の

¹⁴ WTO, WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

¹⁵ WIPO, COVID-19 IP Policy Tracker, Legislative and reg. measures

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/access> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

命を守るために、治療薬、ワクチン及び診断の迅速な研究開発と大量生産及び発展途上国を含めたすべての国で価格も含めた公平なアクセスの確保を全面的に支援し、国際的枠組みが成果を挙げるよう、国際機関を後押しするとともに、パテントプールの枠組みも提案している。

パテントプールについて、日本政府としては上述の MPP を利用する方向で検討しているようである。ボランティアな仕組みで、MPP を企業がより使いやすくなるような何らかのインセンティブを設ける方向の様である。

しかしながら、特にワクチンについては、ノウハウが重要でありパテントプールのような仕組みが機能するとは考えにくく、現時点で検討状況の詳細は不明であるが、ワクチンも含めて効果的な仕組みを作るのはかなり難しいと考えられる。

また、上述のように MPP の典型例は、インド等のジェネリックメーカーに MPP を通じライセンス契約し、自社では事業化が困難なアフリカ等の低所得国について、低いロイヤルティー又は無償で、WHO の医薬品事前認定プログラム (Prequalification) も利用しながらジェネリックメーカーが事業を行うことである。新薬メーカーにとって、利益は期待できず、どちらかと言えば各種交渉・手続き等でむしろ持ち出しになるが、新薬メーカーのメインの部分の事業を邪魔しない形にはなっている。MPP は、上述のようにある程度柔軟に契約を結ぶことができるようになっているので、利用できる場合もあると考えられるが、公的資金を投入するような新たな仕組みが付加されることが、事業の予見性を難しくする要因となる可能性及び MPP の柔軟性を損なう可能性が危惧される。

なお、2020 年 11 月の G20 リヤド・サミットにおいて、日本政府は G20 がパテントプールへの支持に合意することが重要である旨発言し、首脳宣言では、知的財産権に係る自主的なライセンス供与の取組を完全に支持するとなった¹⁶。

(3) 民間

米国の Open COVID Pledge (OCP) では¹⁷、フェイスブック、アマゾン、インテル、IBM など IT 関連企業が、COVID-19 感染対策のための研究開発のためであれば、知的財産権を行使しないことを宣言している。

日本国内にも同様の「COVID-19 と戦う知財宣言」の取り組みがあり、経団連がサポートしている¹⁸。COVID-19 感染症のまん延防止の実現に向けた、医療の提供、感染管理、感染防止その他の感染症対策を一刻も早く進める上で、障害となる知的財産権の行使を行わない、一切の対価や補償を求めないことに、ボランティアベースで賛同を求めている。参加企業にはトヨタ、キヤノン、ヤフーなど機械・情報系の IT 関連企業が多く、米国と同様

¹⁶ 外務省、G20 リヤド・サミット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6_000479.html (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

¹⁷ OPEN COVID PLEDGE

<https://opencovidpledge.org/> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

¹⁸ COVID-19 と戦う知財宣言

<https://www.gckyoto.com/726628143172> (最終アクセス日：2021 年 2 月 25 日)

に、ソフトウェア、コンピュータ関連の知財権に限られているという制約がある。

これまで医薬品アクセスはもっぱら途上国の問題であり、日本国内ではあまり議論されてこなかったが、今回の COVID-19 は先進国を含む世界全体の問題であり、日本国内でも議論されるようになった。

新薬メーカーの取り組みとしては、従来より上述の MPP、WIPO のマルチセクター・プラットフォームである WIPO Re:Search¹⁹及び日本の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)²⁰等の種々のパートナーシップに参画している。また、後発開発途上国 (LDC) や 低所得国 (LIC) では知財権を取得しないまたは権利行使しないと宣言している新薬メーカーも存在する。COVID-19 だからといって、知財について特別に新たな考え方・取り組みをしている訳ではない。従来の議論は、途上国が主たる対象であるが、COVID-19 は先進国の問題でもある。上述の様な COVID-19 対応策は先進国も対象としているものもあるものの、知財面で先進国のために新たな考え方・取り組みが必要という訳ではなく、エイズの議論の頃からの従来の考え方・活動をそのまま COVID-19 でも継続している。

産業界の取り組みの詳細は、IFPMA²¹及び製薬協²²等の Web サイトをご参照頂きたい。

(4) 知財制度に関する提案・議論の類型

以上紹介してきた、知財権を制限する方向に関する国際機関、各国での提案・議論では大凡以下の3に分類される。

一つ目は、WTO におけるインド・南アフリカ提案であり、該当する知財権が発生しないものである。二つ目は、各国で議論されている強制実施権に関するもので、多少の補償が期待できないわけではないが、知財権の制限するものである。最後は、ボランティアなパテントプール、ライセンス、権利行使しない宣言であり、ボランティアとはいえ、グローバルに画一的な条件を求めているように見受けられるものがある。

4. 製薬産業から見た COVID-19 と知的財産

(1) 基本的スタンス

製薬産業の COVID-19 と知的財産に関するスタンスは以下のようなものである。

- (a) 特許制度等の知財制度は長期かつ莫大なコストがかかる研究開発サイクルを支える重要な制度であり、新薬・ワクチンの研究開発の生命線と言える。この知財制度が、

¹⁹ WIPO Re:Search
<https://www.wipo.int/research/en/> (最終アクセス日：2021年2月25日)

²⁰ グローバルヘルス技術振興基金
<http://ghitfund.org/> (最終アクセス日：2021年2月25日)

²¹ IFPMA, GLOBAL HEALTH PROGRESS
<https://globalhealthprogress.org/> (最終アクセス日：2021年2月25日)

²² 製薬協、グローバルヘルス
<http://www.jpma.or.jp/globalhealth/index.html> (最終アクセス日：2021年2月25日)

過去 20 年間で、新薬メーカーによる癌、循環器疾患、糖尿病等の 650 以上の新薬の開発を可能とした。

(b) 南ア・インド提案、強制実施権は有効な手段ではない。技術移転・指導を伴わないので、迅速且つ十分に品質が保証されている医薬品を製造し広く供給することを可能にするものではない。また、複数の後発メーカーが参入できる場合、迅速に規格を統一できるか疑問である。仮にこれらの事項が解決したとしても、医療施設・従事者・行政、サプライチェーン等の医療へのアクセスに必要な事項の問題点を何ら解決しない。

(c) COVID-19 の対応のためには、種々パートナーシップ等のような企業の取り組みをサポートする仕組みが重要である。新薬及びワクチンの研究開発は長期間で高額な研究開発及び低い成功確率である。加えて、感染症は、新薬及びワクチンの開発が成功したとしてもその時点で感染が収束している可能性、ウイルスの変異によりその効果が当初の予想より低くなる可能性があり、他の新薬に比べて短い販売期間になる可能性がある。さらに COVID-19 の場合は、極めて迅速な研究開発、製品化の見通しが立っていない早い段階で生産技術の開発・生産設備投資が求められている。1 社で対応するには限界があり、特にワクチンについては、ノウハウが重要であり、新薬メーカーそれぞれが適切なパートナーと協働して大量生産等を進めたほうが迅速な対応が可能となる。

その他、製薬業界からの意見として、

- ・ COVID-19 の治療薬及びワクチンに関して特許権が障害となっている事例があるのか疑問。
- ・ C-TAP は国・地域、関係企業等の製品の個別の状況に応じ柔軟に対応できるか疑問。
- ・ TRIPS 協定には、強制実施許諾、医薬の生産能力が無い国への輸出を認める仕組みが存在。また、LDC は TRIPS 協定上の義務の多くを免除されている。
- ・ 医薬品・ワクチンへのアクセスは、知財が障害であるというよりは、医療施設・従事者・行政及び保険制度などの医療基盤、治療薬及びワクチンを確実に届けるための流通システム、新薬及びワクチンの研究開発環境等のインフラ及びそのインフラを支える人材等の問題が大きい。
- ・ 国の責任において特許製品を適切な価格で一定量を買取る制度、製造販売承認を取得した際に適切な報奨を受け取ることができる制度が良いのでは。

等の意見がある。

(2) 課題

インド・南ア提案及び強制実施権の産業界へのインパクトとしては、医薬品研究開発のインセンティブを損なう、将来のイノベーションを阻害する、事業の予見可能性を損なう、

知財権がライセンス活動を促進しているところライセンス活動が停滞する、情報を秘匿することによる研究開発の停滞等のネガティブなインパクトが危惧される。

製薬産業は、上述の様な COVID-19 対応のための現在の取り組みを今後も継続・拡大していくと同時に、知財が医薬品研究開発に必須との主張と強制実施権及びインド・南ア提案等は緊急事態への有効な手段ではないとの主張の継続をしていくことになる。

一方で、知財権を制限する議論は、政治色の濃いエモーショナルな議論且つ多数の途上国による賛同がみられる。この中には製薬産業内では通用しないような議論、特に品質をあまり重要視しないような意見も見られる。

基本的に、知財権を制限する議論は、製薬産業としては受け入れがたい点が多々あるが、何らかの落としどころが必要であるならば、知財権の制限は極めて限定的にされるべきである。

5. 終わりに

以上、COVID-19 対策及び知財に関する国内外の議論を紹介した。COVID-19 の対応のためには、種々パートナーシップ等のような企業の取り組みをサポートする仕組みが重要であると考えますが、今後の、COVID-19 を含めパンデミック時の国際的な知財制度を考えるうえで多少なりとも参考になれば幸いである。

以上

II. インターネット上の模倣品・海賊版対策を巡るエンフォースメント制度の国内外の動向

1. はじめに

近年、模倣品・海賊版被害は、国境をもまたいだ電子商取引の急速な進展等に伴い、インターネット上でも急速に拡大している。

こうした模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また企業が長年の信頼と努力によって培ってきたブランド・企業イメージを悪化させるばかりでなく、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながりかねない。さらには、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることによって、消費者の健康や安全を脅かすことや、犯罪・国際テロ組織への資金供給源となることも危惧される²³。

こうした状況のもと、我が国を含め、各国においてはインターネット上での模倣品・海賊版の撲滅に向けて、知財関連制度の整備や、知財意識の涵養、取締当局の執行能力の向上など様々な取組が精力的になされているところであるが、その具体的な内容については、電子商取引が国境を越えた性質を伴うことや、プロバイダやプラットフォームの責任といった共通の課題がある一方で、被害の実情等各国が置かれた状況や法制度に関する考え方の違い等から少なからぬ差異が見られるところである。

我が国企業の事業活動のグローバル化の進展に鑑みれば、こうした各国の模倣品・海賊版対策の状況を的確に把握することは、我が国が今後他国への働きかけを行う上で有用であるとともに、我が国企業の国際的な事業活動における知財保護の実効性を確保する上でも有意義であると考えられる。

そこで、本稿では、インターネット上の模倣品・海賊版対策を巡るエンフォースメント制度の国内外の動向について、公開情報調査を行った。具体的には、関連する国際フォーラム等での議論に加え、日本及び日本国外の各国（欧州（EU、フランス、英国、ドイツ）、米国、中国、韓国及びインド）について、近年行われた法改正、プロバイダ等の責任及び第三者によるドメインが取得された場合の紛争解決方法等を含む法制度等の概要や、政府及び関係団体の取組等の最近の動向を中心に取りまとめている。

2. 関連する国際フォーラム等での議論

関連する国際フォーラムの議論として、近年の WIPO/エンフォースメント諮問委員会（ACE）における議論を整理するとともに、模倣品・海賊版対策に係る OECD の報告書の内容を紹介する。

²³ 「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2020年6月）1頁
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/nenji/nenjihoukoku2020.pdf>

(1) WIPO/エンフォースメント諮問委員会 (ACE)

本諮問委員会は、2002年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

近年では、2019年9月に第14回会合が開催され、2020年10月に開催予定であった第15回会合は2021年（日程未定）に延期となっている。第14回会合では、知財のエンフォースメントに係る（i）公衆への啓発活動、（ii）政策実施体制、（iii）WIPOからの法律起草支援、（iv）WIPOによる各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーションを通じ情報共有が行われたが、その中でも、サブテーマとしてインターネット上における模倣品・海賊版が取り上げられた（ii）政策実施体制における議論について、関連する主な内容を以下のとおり紹介する²⁴。

（「（ii）知財エンフォースメントに係る政策実施体制」における議論概要）

サブテーマ「著作権侵害サイトへの広告表示を阻止するための戦略」として、WIPOから広告主や広告代理店のボランティアベースの情報提供を元に構築される、著作権侵害サイトを一元化・共有することを目的としたデータベースである BRIP Database について紹介された。

サブテーマ「知財エンフォースメントの調整」では、各国から官民合同機関主導の包括的エンフォースメント政策や、増加する模倣品・海賊版の流通に対する政策のプレゼンテーションが行われ、韓国からは特許権及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度について定めた法改正の概要の紹介がなされた。

サブテーマ「エンフォースメントにおける仲介者の役割」では、国際機関や Alibaba や Amazon といった民間企業から、インターネット上で侵害品を販売・掲載する者の排除についてプレゼンテーションが行われた。

具体的には、まず万国郵便連合（UPU）から、UPU が模倣品・海賊版の撲滅と国際郵便のサプライチェーンの統合維持のために他の機関（世界税関機構（WCO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際航空運送協会（IATA）など）と結んでいる協力イニシアティブやパートナーシップについての紹介があり、次にコンピュータ通信産業協会（CCIA）から、メンバーであるいくつかのオンライン仲介者による知的財産権のエンフォースメントのための取組について紹介がなされた。

具体的には、CCIA からは、米国のデジタル・ミレニアム著作権法や EU の電子商取引指令のような法制度を遵守する「ノーティス・アンド・アクション」のアプローチと、その他の自発的な取組のツールについて詳しく紹介された。その中では、後者（「DMCA プラ

²⁴ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50412

ス」とも呼ばれる)は、有効に自発的な取組を実行できる企業によって実行された場合は、迅速であり、効率的であり、自動化されればコストも低廉化するなど有益である一方、そのような取組の一貫であるアップロードのフィルタリングやコンテンツの自動認識は、費用が掛かるうえ、ミス危険もあることから、誤った認知を処理する技術力やリソースのない企業により広く採用されると望ましくない外部効果を招きかねないこと、及び、YouTube や Facebook のような規模に達していない中小企業については、企業の成長に応じて処理時間を短縮しながら、テイクダウンの要求に人手によって対応していくべきこと等が指摘されている。

また、個別企業の取組について、以下のとおり紹介があった。

- ① Googleはテイクダウンの要求に応じて、何十億ものURLをグーグルサーチから削除するとともに、2010年以来、海賊版の削除プロセスの簡素化に努め、また濫用的なノーティスの問題にもリソースを割いている。
- ② YouTubeは、1億ドル以上を、CONTENT IDの構築とレビューの増加に投資している。CONTENT IDにおいては、「信頼された権利者」は、プラットフォーム上に直接、苦情を申し立てられる。それにより削除を求めることも選択できるが、隣接した場所に自らの広告を掲載することも選択できる。著作権問題の98%以上はCONTENT IDシステムにより扱われており、また2017年のCONTENT IDの申立ての98%は権利者の介入を求めることもなく自動的になされた。
- ③ Facebookは、「Rights Manager」や「Commerce and Ads IP Tool」を構築している。これらは、権利者が海賊版を認知するために利用されており、その後ブロックするかモニタリングするか削除を求めるか等の選択を自動化しておくというものである。

Alibaba からのプレゼンテーションでは、新技術を活用した取組について紹介があった。例えば、「Alibaba Original Design Protection」においては、イメージ認識プログラムとクラウドコンピューティングに基づき、あらかじめ登録されたデザインや商品イメージをモニタリングするというものである。また、Alibaba は、関係者等との連携にも力を入れており、立法関係者、司法当局、規制当局、法律の専門家やその他の知財関係者が関連する研究成果を制度的なルールにしていくことを目的に、IP Research Institute を立ち上げているほか、世界16か国、133のブランドとともにAlibaba Anti-Counterfeiting Allianceを組織し、模倣品製造犯罪グループについて調査し、得られた情報は中国当局に報告し協力している。

Amazon からのプレゼンテーションでは、「Brand Registry」「Transparency」「Project Zero」といった取組について紹介された。「Brand Registry」は、ロゴや商標などを権利者が登録し、Amazon が機械学習を利用した自動化されたシステムで継続的にスキャンし、通知を待たずに積極的に模倣品を削除するものである。「Transparency」は、模倣品を認知し、消費者の手に渡るのを阻止するために、権利者が真正品にコードを付すものである。「Project Zero」は、適切な権利者には、通知を要せずに、直接、模倣品を削除することを認めるものである。これらの積極的かつ予防的な措置を実施することにより、消費者が目にする

99%以上のページは違反の通知のないものとなっているとのことである。

いずれのサブミッションもパネルディスカッションが設けられており、活発な議論がなされた。

(2) 関連する OECD の報告書

OECD では、2018 年に、報告書「Governance Frameworks to Counter Illicit Trade」²⁵を公表しているが、同報告書では不正取引に対抗する取組を改善するために組織的な能力の強化が緊急に必要とされている領域として①不正取引に対する罰則や制裁の実効性の強化、②増大する小口輸送を利用した不正取引のスクリーニングを改善するための方策を見いだすこと、③自由貿易地域で行われる不正取引に関連した犯罪活動の廃絶を挙げている。このうち、②に関連して、商品のインターネット上での販売は、消費者が供給者から、少量の個人向けの量で直接商品を買うことができるため小口輸送での取引の増加を加速させ、状況をさらに複雑化させてきたとしている。

特に、模倣品や海賊版については、E コマースのプラットフォームが、模倣品の理想的な店先となり、また模倣品や海賊版が潜在的消費者を巻き込むための強力なプラットフォームを提供していると述べている。

また、こうした小口輸送を通じた不正商品の取引に対抗する有効な政策的行動の例として、①E コマースのプラットフォームの運営者を、不正商品のインターネット上での取引の発見のための取組に関与させることや、②不正商品のインターネット上での取引に関するグループに対抗する取組を強化することが挙げられている。

3. 日本における最近の状況

(1) 法制度等

近年整備された法制度としては、令和 2 年の著作権法の改正が挙げられる。本法改正においては、海賊版被害の拡大防止を目的として、侵害コンテンツに誘導するリーチサイトに対する罰則規定が設けられ、違法コンテンツのダウンロード規制に係る対象が漫画、書籍、コンピュータプログラムを含む著作物一般へ拡大された。

プロバイダ等の責任については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）において、プロバイダ等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利が規定されている。具体的には、模倣品がインターネットショッピングモール等で販売されていた場合、その運営者であるインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）が権利者に対して損害賠償等の法的責任を負

²⁵ OECD iLibrary 「Governance Frameworks to Counter Illicit Trade」
<https://doi.org/10.1787/9789264291652-en>

うことがあるかについては、チュッパチャップス事件控訴審判決（知財高裁 平成 22 年（ネ）第 10076 号）²⁶において、出品者が商標権侵害をしていることを運営者が知っている場合で、出品が合理的な期間に削除されない場合は、権利者は運営者に損害賠償を請求できると判断されている。

なお、プロバイダの責任については、後述する欧州各国や中国、韓国等では、ノーティス・アンド・テイクダウンが採用されているが、我が国においては、いわばノーティス・ノーティス・アンド・テイクダウンともいうべき内容となっている。

ノーティス・アンド・テイクダウンについては、①本来情報の内容に関わりのないプロバイダが権利侵害の有無に関する実態的判断をする必要がなくなること、②権利侵害を主張する者からの法定の要件を満たすノーティス（通知）により権利侵害情報が迅速に一旦削除されることが期待できるといったメリットがあるとされている。

他方、制度の濫用の防止という観点からは、例えば後述する米国の場合には、ノーティスの要件に、偽証の罰則付 **statement** を求めており、ノーティスの濫用に対する制度的な担保があるのに対して、我が国には、そのような制度が存在せず、不当なノーティスを防止する制度的な手段が用意されていないという問題点がある。

また、我が国の場合、著作権侵害及び商標権侵害については、後述する「著作権関係ガイドライン」等において、信頼性確認団体からプロバイダ等に権利侵害の通知があった場合は、プロバイダ等は権利侵害の事実が確認できたものとして取り扱うことができ、当該ガイドライン等に則って、一定程度速やかに削除等が行われているところであり、実質的にノーティス・アンド・テイクダウンに相当する仕組みが存在していると評価することも可能であるとの指摘もある。

このようなことから、プロバイダ責任制限法が制定されてから 10 年の節目に同法の検証を行ったプロバイダ責任制限法検証 WG の提言においては「我が国の法制度でノーティス・アンド・テイクダウンを導入するには乗り越えるべき法的な問題が大きい上に、その必要性も乏しいと考えられることから、導入の是非については、慎重な検討が必要と考えられる。」と結論している²⁷。

JP ドメインについて登録者と第三者でトラブルが発生した場合は、JP ドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）に従い認定紛争処理機関である日本知的財産仲裁センターに申立てを行うことができる。そして裁定に基づき日本レジストリサービス（JPRS）が廃止や移転等の手続を行っている。

²⁶ 裁判所「平成 22 年（ネ）第 10076 号 商標権侵害差止等請求控訴事件（原審・東京地裁平成 21 年（ワ）第 33872 号）」

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/999/081999_hanrei.pdf

²⁷ 「プロバイダ責任制限法検証 WG 提言」（平成 23 年 6 月）41-43 頁

https://www.soumu.go.jp/main_content/000134914.pdf

(2) 政府や関係団体の取組等

(a) 政府の取組

2019年10月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会及び構想委員会における検討を経て、関係府省庁は「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」²⁸を公表した。当該対策メニューは、関係府省庁や関係者が幅広く連携しながら、段階的・総合的に対策を実施していくことを内容とするものである。

できることから直ちに実施するものとして第1段階に位置づけられた取組としては、①「官民で連携し、より効果的な著作権教育や意識啓発を実施すること」とする著作権教育・意識啓発の取組、②「国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る」とする国際連携・国際執行強化の取組、③「海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告県警団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ること」とした、広告出稿の抑制の取組などが挙げられるが、これらについては着実に対策が進められている。

また、第2段階に位置づけられた対策のうち「リーチサイト対策」及び「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化」については、前述のように、令和2年通常国会に提出された著作権法改正案の内容に含まれており、同法案は既に成立している。第3段階の対策としてブロッキングが位置づけられており、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討することとされている²⁹。

(b) 関係団体の取組

プロバイダ責任制限法において規定されている「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」（3条1項1号）、「情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由のあったとき」（同条2項1号）及び発信者情報の開示要件（4条第1項）にいかなる場合が該当するかを具体化すべく、プロバイダ等の団体、著作権関係団体その他幅広く関係者が集まり、海外の団体や関係省庁もオブザーバーとして参加して、2002年に「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が設置された。同協議会により、著作権に関しては、2003年に「著作権関係ガイドライン」が、また、商標権に関しては、2005年に「商標権関係ガイドライン」がそれぞれ策定されている。

これら各ガイドラインには、著作権者及び商標権者による送信防止措置の申出の手順及

²⁸ 知的財産戦略本部（首相官邸）令和元年10月18日知的財産推進計画2019関連資料「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2019/pdf/kaizoku_taisaku.pdf

²⁹ 知的財産推進計画（2020年5月27日知的財産戦略本部）65頁

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

びプロバイダやネットオークション事業者等による、より迅速かつ適切な対応を目指し、特に権利侵害の有無等の判断につき「信頼性確認団体」を経由した場合には、プロバイダやネットオークション事業者等において権利侵害の有無等の判断が適切に確認されていると判断して送信防止措置を講ずることができるとの手続も記載されている。

信頼性確認団体とは、著作権等侵害であることの確認をプロバイダ等に代わって適切に判断することを目的に、「著作権関係ガイドライン」及び「商標権関係ガイドライン」において規定されている団体である。信頼性確認団体として活動するためには認定を受ける必要があり、認定要件として、①法人であること、②著作権等に関する専門的な知識及び相当期間に渡る十分な実績を有していること並びに③著作権等の侵害等の確認等を適切に行うことができることが掲げられている。

また、インターネットオークションなどで生じている海賊版、模倣品の流通など知的財産権に関する問題や課題について、権利者（団体）とインターネット事業者で共通した認識を持つために情報交換を行い、両者が連携しとりうる対策について検討及び実施することを目的として、2005年に「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、インターネットオークション事業者による自主パトロール及び権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されている³⁰。

さらに、2002年4月には、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資すること等を目的として、国際知的財産権保護フォーラム（IIPPF）が設立された。当該フォーラムにおいては、中国における電子商取引が急速に拡大し、中国のECサイト事業者が提供するインターネット上の取引における知的財産権侵害への対策が急務となったことを背景として、2010年にインターネットプロジェクトが発足し、中国を含む諸外国や日本のECサイト事業者に対し、知財侵害を行っているサイトの削除や退店等の自主的な対応を促している³¹。

個々のISP（例えば、ヤフーや楽天）については、それぞれの事業者が知的財産保護プログラムを備えていることが多く見受けられる。このようなプログラムは、プロバイダ責任制限法や前述のチュッパチャップス事件控訴審判決に準拠して、権利者から知的財産権侵害の申告があった場合に迅速に出品を削除するものであり、これを活用している権利者は多い。

³⁰ 「プロバイダ責任制限法検証WG提言」（平成23年6月）4-6頁
https://www.soumu.go.jp/main_content/000134914.pdf

³¹ 「模倣品対策とSDGs」（令和元年8月）11頁、15頁
<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/document/index/sdgs.pdf>

4. 欧州における最近の状況

(1) EU

(a) 法制度等

EU では、「情報社会における著作権及び関連する権利に関する側面の調和に関する指令」(2001年)において、加盟国は著作権者が、著作権もしくは関連する権利を侵害するために第三者に利用されている媒介者(intermediaries)に対して、差止命令を申し立てる立場にあるようにしなければならないとされている。この差止命令には、ブロッキング等の措置を相手方に求める作為命令的差止命令も含まれ、また、媒介者(intermediaries)には、ISPだけでなく、検索エンジン事業者等も含まれると解釈されている。本指令による効果として、ISPに対して、海賊版コンテンツ掲載サイトのアクセスブロッキングを求めることが可能となるだけでなく、検索エンジン事業者に対して、海賊版コンテンツ掲載サイトを検索結果から削除するように求めることができる³²。

また、プロバイダ等の責任については、「電子商取引の法的側面に関する指令」(2000年。以下「電子商取引指令」という。)により、伝送・蓄積等される情報全般に対するプロバイダの責任について、プロバイダ等を接続(導管)プロバイダ、キャッシング、ホスティングの3類型に分けて規定している。ホスティングについては、利用者の要求により蓄積された情報について、①違法な行為・情報に関する現実の知識を有せず、かつ、それらが明白となる事実・状況の認識がない場合、②そのような知識・認識を得た際に、直ちに、当該情報の削除・アクセスを停止する場合には、責任を負わないこととされている。加えて、電子商取引指令においては、加盟国は、プロバイダ等に対し、自己が伝送し又は蓄積する情報を監視する一般的な義務を課さず、違法な活動を示す事実又は状況を積極的に追及する一般的な義務を課してはならないとされている。

なお、近年整備された法制度として、欧州委員会が2020年12月15日に公表した、デジタルサービス法及び電子商取引指令の改定案³³が挙げられる。欧州委員会が2020年11月25日に採択、公表した「知的財産に関する行動計画」³⁴によれば、これはオンラインプラットフォームの責任を明確にしてグレードアップし、彼らが仲介する商品やサービスを含む違法コンテンツに対処するための自主的な行動に対する阻害要因を取り除くためのものであるとされている。

³² 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査(三菱総合研究所 2016)14頁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryo_2.pdf

³³ European Commission “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC” 15 December 2020

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/proposal-regulation-european-parliament-and-council-single-market-digital-services-digital>

³⁴ European Commission “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS” 25.11.2020

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43845/attachments/2/translations/en/renditions/native>

(b) 政府や関係団体の取組等

欧州委員会及び欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、2018年6月、新たな模倣品の流通防止策としてブロックチェーンを活用するための試みである「偽造防止 Blackthon フォーラム（Anti-counterfeiting Blackthon Forum）」を立ち上げた³⁵。これに伴うコンペティションは、ブロックチェーンの技術を利用して、政府、税関、執行当局、消費者及び製造業者等、関連するステークホルダーを相互に連携させ、サプライチェーン全体で模倣品の動きを追跡し、真正品の知的財産を保護するツールを開発・提供することを目標に、専門的な技術を持つ参加チームに課題を与えて競争させるものであり、将来の模倣品対策技術のイノベーションを刺激することを目的としている。

(2) フランス

(a) 法制度等

EUの電子商取引指令を受け、フランスでは、インターネット参加者に対して、一般の知財法に加えて、「デジタル経済における信頼に関する2004年6月21日のフランス法第2004-575号」（LCEN－「Loi pour la Confiance dans l'Economie Numérique」）が制定されている。

LCENは、プロバイダの責任について、インターネット上の模倣における仲介媒体の責任制度を確立し、仲介媒体の立場（コンテンツエディター、ホスティングプロバイダーまたはISP）に応じて責任を区別している。具体的には、(1) コンテンツエディターは掲載内容の全責任を持つこと、(2) ホスティングプロバイダーは、①違法性又は違法性を明らかにする事実・状況を実際に知らなかった場合、②その事実を知った後直ちにそれらのデータの削除・アクセス停止をした場合には、利用者の要求により蓄積された情報又はその行為に関して、民事責任を負わないことが規定されている。これにより、原則、ユーザーがインターネット上で提供した内容に対して責任を負わないが、権利者から内容が権利侵害であることについて通知を受けた場合は、内容の除去等の対応をする必要がある。

また、海賊版コンテンツに対しては、著作権法L336-2条によりホスティング事業者にコンテンツの削除、ISPに対するWEBサイトのアクセスの遮断、検索エンジン事業者への検索結果からの削除を求めることができる³⁶。

第三者により登録されたFRドメインに対しては、ドメインにおける裁判外紛争解決手続「Syreli」を通して、移管や削除を試みることができる。手続としてはAFNIC（FRドメ

³⁵ WIPO/ACE/14/6 DATE: JULY 12,2019 “NEW TECHNOLOGICAL OPPORTUNITIES FOR INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS PROTECTION AND ENFORCEMENT: BLOCKATHON – FIGHTING COUNTERFEITS THROUGH BLOCKCHAIN TECHNOLOGY”, Contribution prepared by Ms. Claire Castel, Head, Intellectual Property in the Digital World and Awareness Service, European Union Intellectual Property Office (EUIPO), Alicante, Spain https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_14/wipo_ace_14_6.pdf

³⁶ 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査（三菱総合研究所 2016）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryo_2.pdf

イン名に関するフランス紛争解決センター) に対して明確に不服を申し立てることによって、FR ドメイン名の合法的所有者への移管を要求することができ、申立てに対し2月以内に決定がされる³⁷。

(b) 政府や関係団体の取組等

知的財産権者、マーケットプレイス、案内広告プラットフォーム、郵便事業者等あらゆる関係会社間において、フランス経済財政産業大臣の権限下で活動するフランス国内模倣品対策委員会 (CNAC—Comité National Anti-Contrefaçon) によって策定された自発的協力協定を締結することが可能となっている。これにより、オンラインマーケットプレイスと知的財産権者との協力が強化され、予防措置 (各プラットフォームに対する技術的な検出措置) および事後措置 (権利保持者による通知手続) が実施されている。

(3) 英国

(a) 法制度等

インターネット上の法責任に関し、EU の電子商取引指令を受け、英国では「電子商取引規則 2002」 (2002 年) により、ホスティングについて①違法な行為・情報に関する現実の知識を有せず、かつ、それらがサービス・プロバイダーに明白となる事実・状況の認識がない場合、②そのような知識・認識を得た際に、直ちに当該情報の削除・アクセス停止をする場合には、蓄積の結果による損害やその他のいかなる金銭的救済、刑事的責任について責任を負わないこととされている。これにより、権利保持者は、ISP に対し、侵害製品 (提供) の申出を除去し、かつ有責任当事者の身許を開示するよう要請することができ、ISP には削除依頼に対する迅速な措置が義務づけられている。

海賊版コンテンツに対しては、前述の「電子商取引規則 2002」 (2002 年) を根拠としてホスティング事業者へ WEB サイトの削除を求めることができる。

また、著作権法第 97A 条により、裁判所の許可を得て ISP に対して掲載している WEB サイトへのアクセスの遮断を求めることができる。Digital Economy Act2010 において行政命令でアクセスを遮断できる規定が定められたが、施行令が出ておらず、利用可能な状態にない。検索結果からの削除は一部の検索エンジン事業者が自主的に対応している³⁸。

第三者の UK ドメインの取得に対しては、Nominet の「紛争解決サービス」 (DRS) では、UK ドメイン名に関する紛争解決方法が提供されている。DRS は通常の場合、秘密調停を通じた紛争解決を目指すため、裁判所を経るよりもより迅速かつより費用がかからな

³⁷ EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査 (独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所 2018)

https://www.meti.go.jp/policy/ipr/reports/pdf/i_eu_set.pdf

³⁸ 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査 (三菱総合研究所 2016)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryo_2.pdf

い紛争解決が提供されている³⁹。

(b) 政府や関係団体の取組状況等

インターネット上の模倣品対策の公的機関による活動として、ロンドン警視庁による警視庁知的財産犯罪ユニット（PIPCU）と利害関係者の協働による知財犯罪者の追跡や、国家取引基準局およびビジネス・エネルギー産業戦略省が発足させた国家取引基準局電子犯罪チーム（NTSeCT）による消費者等を狙ったネット通販詐欺等の監視や捜査が行われている⁴⁰。NTSeCTは、知的財産権庁を通じて中央政府の支援も受け、Instagram及びFacebook上で模倣品・海賊版が入手できる機会を減らすことを目的としたジャスパー（JASPER）作戦も行っている⁴¹。本取組の活動としては、情報機関主導の執行、権利保持者による行政上のデータ削除活動、及び消費者の認知の啓蒙を目的としたPRプログラムが含まれるが、作戦の結果、侵害の恐れのある掲載12,000件がFacebookからの抹消に追い込まれ、75件のプロフィールが完全に閉鎖され、100件以上の摘発および調査が開始されたのみならず、数千に及ぶ模倣品および海賊品が押収されている⁴²。

また、各マーケットプレイスが自発的に制度を設けて権利者からの削除申請を受け付けている。

(4) ドイツ

(a) 法制度等

プロバイダ等の責任について、EUの電子商取引指令を受け、ドイツでは、「テレメディア法」（2007年）により、サービス・プロバイダーは、①違法な行為・情報に関する現実の知識を有せず、かつ、それらが明白となる事実・状況の認識がない場合、②そのような知識・認識を得た際に、直ちに、当該情報の削除・アクセス停止をする場合には、利用者のために蓄積する第三者の情報について、責任を負わないこととされている。これにより、インターネット販売プラットフォームのプロバイダは、第三者による模倣品の提供、または第三者によってプラットフォームに掲載された不正提供物に対して自動的に責任を負うことはないが、権利者から通知を受けた場合は削除等の対応をとる責任を負う。また侵害であるとして明確かつ容易に判断できる提供物に対しては将来の同様な侵害が発生しないようにする義務も負う。

海賊版コンテンツに対しては、著作権法第97条によりホスティング事業者にコンテン

³⁹ EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査（独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所 2018）101頁

https://www.meti.go.jp/policy/ipr/reports/pdf/i_eu_set.pdf

⁴⁰ 同上 97頁

⁴¹ 同上 98頁

⁴² 知的財産犯罪および執行年報、知的財産権庁、2016年17号、70頁

ツの削除を求めることができる。実際には、ホスティング事業者の免責要件として、前述のテレメディア法によって、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。

また、2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法に基づく間接侵害の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性が認容された。これにより、ISPに対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを遮断することを求めることができること、及び、検索エンジン事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトを検索結果から削除することを求めることができることが確定した。ただし、事前に侵害者やサーバーを提供している事業者へのコンタクトを行っていることが条件とされる⁴³。

ドイツには、ドメイン名の登録、ドメイン名の登録から発生した紛争解決、およびサービス・プロバイダーのサービスを使用して第三者が行った侵害に対するサービス・プロバイダーの責任に関して特別な規制はない。これらの事項はドイツ知的財産法の一般的な規定によって、およびインターネットを介した知的財産侵害問題に関してこの数年間でドイツ裁判所が規定した広範な判例法により定められる。他の多くの欧州諸国の場合と異なり、ドイツには.deドメイン名に関する紛争に対応した代替紛争解決策は整備されておらず、侵害はドイツの裁判所によって解決される⁴⁴。

（b）政府や関係団体の取組等

著作権侵害対策に取り組んでいる団体・組織としては、著作権侵害協会（GVU）や、インターネット上の著作権侵害防止のイニシアティブであるコピーポリスが存在する。

GVUには映画および娯楽ソフト業界の団体および事業者が加盟しており、会員企業の著作権に対する侵害行為の取締りにあたっている。GVUは著作権侵害行為の証拠を収集して捜査機関に情報を提供し、捜査機関による本格的な捜査を技術および法律面で支援している。さらに警察の担当者向けに研修を実施し、犯罪の手口や技術的解決法について最新の動向を伝えるとともに、一般市民（特に学校）向けに講演やセミナーを開催し、著作権侵害に関連した犯罪に対する認識を高めるための取組も行っている。

コピーポリスはインターネット上の著作権侵害に対する認識を高めることを目的に掲げ、コンテンツビジネスに関わる多くの団体や企業が活動に参加している。インターネット上の著作権侵害で最も深刻な問題は、著作権侵害が犯罪として認識されておらず、罪の意識がないまま権利が侵害されている点であるが、コピーポリスはこうした現状を改善することを活動の目的に掲げ、一般市民の意識を高める目的のポスターキャンペーン等を展

⁴³ 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査（三菱総合研究所 2016）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryo_2.pdf

⁴⁴ EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査（独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所）209頁

https://www.meti.go.jp/policy/ipr/reports/pdf/i_eu_set.pdf

開している。なお、コピーポリスは自らを法執行機関や「インターネット警察」ではなく、情報交換の場と位置づけている。コピーポリスのウェブサイトは一般市民向けに様々な情報を提供している⁴⁵。

また、権利者団体と IPS 事業者の協働活動としては、2012～2013 年にかけて、権利者団体と ISP 事業者が協力して大規模な警告キャンペーン（著作権者が著作権侵害をしている者の IP アドレスを ISP 事業者に通知すると、ISP 事業者が当該 IP アドレスを利用している者に警告書を送付する仕組み）を実施した例がある⁴⁶。

5. 米国における最近の状況

(1) 法制度等

米国は、1998 年に、著作権法をデジタル環境に対応するように改正する DMCA（デジタル・ミレニアム著作権法）を制定した。DMCA は、プロバイダから直接侵害責任、寄与侵害責任、代位侵害責任を免責する要件を定めている（512 条（a）～（d））とともに、プロバイダが監視義務を負わないことを明定する（512 条（m）（1））。

そして、プロバイダの免責はさらに、プロバイダのサービスを接続サービス、システム・キャッシング、ホスティング・サービス、インデックス・サービスの 4 種類に分けて規定されている。例えば、ホスティング・サービスに対する免責を規定する DMCA 第 512 条（c）（1）は、「サービス・プロバイダーによってまたはそのために管理され運営されるシステムまたはネットワーク上に、使用者の指示により素材を蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、サービス・プロバイダーは、以下の要件を全て満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または第（j）節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない」と規定する。

また、免責要件としては、①発信者による著作権侵害についてプロバイダが善意・無過失であること（厳密には *actual knowledge/awareness of facts circumstances from which infringing activity is apparent* が欠如していること。いわゆる *red flag test*）、②代位侵害責任の要件である管理機能または直接の経済的利益という代位侵害責任の要件を欠くこと、③ノーティス・アンド・テイクダウン手続を履行したこと、④権利侵害通知を受ける代理人を指定し公表し著作権局に届け出ること、⑤反復侵害者に対する契約解除を規定する規約を定めるかつ実行すること、⑥標準的な技術手段を導入しかつこれを阻害しないこと、が挙げられているが、このうち、ノーティス・アンド・テイクダウンについては、著作権者から形式的な要件を満たした権利侵害通知（ただし、偽証の罰則付ステートメントを求めている）を受領すれば、プロバイダは直ちに削除しなければならないとされている。プロバイダは

⁴⁵ インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック欧州編（平成 22 年 文化庁）106-107 頁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/handbook/pdf/internet_shingai_handbook.pdf

⁴⁶ 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査（三菱総合研究所 2016）18 頁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryo_2.pdf

発信者に権利侵害通知を送るが、発信者が一定の期間内に権利の侵害でないとの異議通知を行った場合、著作権者が訴訟を発信者に起こせばプロバイダは情報を復活させる必要はないが、他方、著作権者から訴訟を提起されなければ、プロバイダは元の発信者のアップロードしたものを復活させなければならない⁴⁷。

なお、プロバイダの責任制限の問題は、米国の著作権法上、著作権の侵害に対して、故意過失を問わず、損害賠償請求が認められている（504 条）ことと関係しているという指摘もある。

US ドメイン（.us）について登録者と第三者でトラブルが発生した場合は、US ドメイン名紛争処理方針（US-DR）に従い認定紛争処理機関である NAF（National Arbitration Forum、全米仲裁フォーラム）へ申立てを行うことができる。裁定に基づき、米国商務省よりレジストリサービス業務を受託している Neustar Inc.が廃止や移転等の手続を行っている。

（2）政府や関係団体の取組等

（a）政府の取組

2019 年 4 月 3 日、トランプ大統領（当時）は、模倣品・海賊版問題に関する大統領覚書⁴⁸を公表し、国土安全保障省長官に、模倣品及び海賊版の不正売買に関する状況並びに勧告をまとめた報告書を作成するよう指示した。

具体的には、①模倣品及び海賊版の輸入販売のために仲介業者（オンラインマーケット業者、運送業者等）がどのように利用されているかを把握し、模倣品及び海賊版の不正販売を促進する要因を特定すること、②当局が、知的財産権保有者、消費者、仲介業者と模倣品及び海賊版の情報を有効に共有できるような方策を特定すること、を指示しており、オンラインマーケットプレイスにおける模倣品・海賊版の販売を食い止めることを目的とするものである。

当該大統領覚書の公表を受けて、国土安全保障省が中心となり、2020 年 1 月 24 日、模倣品・海賊版問題に対応するための施策等をまとめた「Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods」⁴⁹を公表した。

具体的には、国土安全保障省の緊急行動と米国政府への提言として、①国際的な E コマースの経済実態を反映したエンフォースメントと規制の枠組みの現代化（国内の倉庫や配送センターを最終的な荷受人として扱うなど）、②関税法 321 条（小口輸送）の審査の強化、③反復違反者の入札参加資格等停止、④E コマースプラットフォームの責任の強化、

⁴⁷ 山本隆司「ISP の責任に関する問題点」知財研フォーラム Vol.83

<http://www.itlaw.jp/ISP.pdf>

⁴⁸ Whitehouse Presidential Memoranda “Memorandum on Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods”

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/memorandum-combating-trafficking-counterfeit-pirated-goods/>

⁴⁹ Homeland Security “Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods” 01/24/2020

<https://www.dhs.gov/publication/combating-trafficking-counterfeit-and-pirated-goods>

⑤郵便公社と税関・国境取締局との連携強化、⑥オンライン上の無法者を特定するための反模倣品コンソーシアムの結成、⑦エンフォースメントのための費用との見合いでの手数料等の額の調整、⑧E コマースのエンフォースメントの枠組みの現代化（E コマース関係者の管理能力も活用）、⑨E コマースにおける商標権の寄与侵害責任制度のアセス（商務省）、⑩非居住の輸入者に関する法的枠組みの再検討、⑪全国レベルでの消費者キャンペーンの創設が提言されている。

これに加え、E コマースのプラットフォームとサードパーティーマーケットに関し、民間部門におけるベストプラクティスとして、①包括的なサービス条件に関する契約締結、②サードパーティーセラーに関する審査の強化、③リスクの高い商品に関する制限、④効果的なノーティス・アンド・テイクダウン手続、⑤発見後の対応の強化、⑥外国の販売者に対する保障の要求、⑦販売者に対し米国のエンフォースメントに従う銀行とのみ取引させる、⑧取引前にサードパーティーセラーの素性をはっきりさせる、⑨販売者間の所有関係等の明確化、⑩販売者に対する原産国表示の要求を挙げている。

なお、2020年1月31日には、「消費者、企業、政府サプライチェーン、知的財産権のための安全で合法的な電子商取引の確保に関する大統領令」⁵⁰が発令され、税関・国境取締局が入札参加資格停止等にした者は米国への商品の輸入に参画することからも排除されるようにすること、この大統領令発令後60日以内に司法省は検察官がこの大統領令に規定されている不正輸入の件を優先できるように適切にリソースを割くこと、国土安全保障省長官は、関係部局の長と協力して、エンフォースメントとの関連での手数料の額の調整について提言することなどが求められている。

また、米国通商代表部（USTR）は2020年4月29日、模倣品・海賊版の悪名高き市場に関する報告書「2019 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy」⁵¹を公表した。この報告書は、模倣品、海賊版など知的財産侵害製品の販売を助長するオンライン市場およびオフライン市場を特定するもので、38のオンライン市場、34の実物市場が報告されている。

さらに、2020年10月13日、トランプ大統領（当時）は、国土安全保障省長官に対して、司法長官と協力して、①電子商取引プラットフォームで販売され米国に輸入された模倣品を押収すること、②模倣品の米国への輸入を指示、支援又は何らかの形で関与した電子商取引プラットフォームに法律で許可されている最高の罰金及び民事罰を科すこと、③この覚書の政策目標を推進するための法案を120日以内に準備することを求める大統領覚書⁵²

⁵⁰ Whitehouse EXECUTIVE ORDERS “Ensuring Safe & Lawful E-Commerce for US Consumers, Businesses, Government Supply Chains, and Intellectual Property Rights” January 31, 2020
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/ensuring-safe-lawful-e-commerce-us-consumers-businesses-government-supply-chains-intellectual-property-rights/>

⁵¹ “2019 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy”(USTR)

https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Review_of_Notorious_Markets_for_Counterfeiting_and_Piracy.pdf

⁵² PRESIDENTIAL MEMORANDA “Memorandum on Stopping Counterfeit Trafficking on E-Commerce Platforms Through Fines and Civil Penalties” October 13, 2020 (Whitehouse)
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/memorandum-stopping-counterfeit-trafficking-e-commerce-platforms-fines-civil-penalties/>

を公表している⁵³。

(b) 関係団体の取組

業界団体における特徴的な取組としては、模倣品業者の収入源の断絶を目的とした取組の実施が挙げられる。

例えば、国際模倣対策連合 (IACC) は、権利者によるインターネット上での模倣品を販売する情報を基に、クレジットカード会社などの支払業者と連携し、業者の口座を停止するイニシアティブを実施している。

また、米国の認証機関である Trustworthy Accountability Group (TAG) は、違法ウェブサイトへの広告掲載を予防する技術を有する企業に認定を与え、これらの事業者は認定事業者として企業や広告代理店へとサービスを提供している⁵⁴。

さらに、大手 EC サイトの運営企業では自主的な模倣品対策を実施しており、特に、Amazon では、EC サイトの出品者に対する身元証明書類提示を要求するなど身元保証を強化し、eBay では、ブランドオーナーによるリクエストを受けた削除スキームの強化や、検索エンジンによる模倣品発見・削除を実施する等、出品された模倣品の削除に注力している⁵⁵ (Amazon のその他の取組については、II. 2. (1) の記載を参照されたい)。

6. 中国における最近の状況

(1) 法制度等

中国において近年実施された法整備の例として、電子商取引に関わる事業者の義務や消費者の権利保護等を規定した電子商取引法が挙げられる。本法は、2018年8月31日に公布され、2019年1月1日に施行された。

電子商取引プラットフォームに係る知的財産権保護の規定は主に同法の41～45条にあり、具体的な規定の内容は以下のとおりである。

⁵³ 「罰金と民事罰による電子商取引プラットフォーム上の模倣品売買防止に関する大統領覚書」 JETRO ニュース 2020年10月15日

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2020/20201015.pdf

⁵⁴ 我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための方策検討に関する調査 (2018年) 41頁

https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H29FY/000038.pdf

⁵⁵ 同上 42頁

第 41 条 電子商取引プラットフォーム経営者は知的財産権保護のための規則を制定せねばならない。知的財産権所持者との協力を強化し、法にもとづき知的財産権を保護しなければならない。

第 42 条 知的財産権を保有する者は、その権利が侵害されたと認識した場合、電子商取引プラットフォーム経営者に削除・遮断・リンクの解除・取引とサービスの終了など必要な措置を求める「通知」をする権利を持つ。同「通知」には、権利侵害を示す初歩的な証拠を含めなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は「通知」を受けた後、速やかに必要な措置を行い、プラットフォーム内経営者に、（知的財産権を保有する者からの）「通知」を転送しなければならない。必要な措置を速やかに行わなかったために損害が拡大した部分について、電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者との連帯責任を引き受けなければならない。

（知的財産権を保有する者からの）誤った「通知」によってプラットフォーム内経営者に損害が生じた場合には民事責任を引き受けなければならない。悪意による誤った「通知」のために、プラットフォーム内経営者に損害が生じた場合には、賠償責任を 2 倍とする。

第 43 条 プラットフォーム内経営者は「通知」を受けてから、電子商取引プラットフォーム経営者に対して、権利侵害の行為がないと主張する「声明」を提出することができる。同「声明」には、権利侵害の行為がないことを示す初歩的な証拠を含めねばならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は「声明」を受け取ってから、「通知」を提出した知的財産権の権利保有者に「声明」を転送しなければならない。同時に、「通知」を出した者に、（行政の）関連主管部門への告発または人民法院（裁判所）に起訴が可能であることを伝えなければならない。電子商取引プラットフォーム経営者は知的財産の権利保有者に「声明」を転送してから 15 日以内に権利保有者から、すでに告発または起訴したとの通知がなかった場合、（プラットフォーム内経営者に対する）措置を速やかに終了しなければならない。

第 44 条 電子商取引プラットフォーム経営者は、本法第 42 条、第 43 条において定めた「通知」「声明」及び処理結果を速やかに公開しなければならない。

第 45 条 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者が知的財産権を侵害していると知った場合、あるいは知って当然である場合には、削除、遮断、リンクの解除、取引とサービスの終了などの必要な措置を取らなければならない。措置を取らなかった場合は、権利侵害者との連帯責任を負う。

また、ネットワークサービス提供者に対しては、2006年7月に中国で施行された「情報ネットワーク伝達保護条例」により、権利者からの要件を満たした通知をすることにより、違法コンテンツの削除やアクセス遮断を求めることができる⁵⁶。

なお、2020年1月に署名された米中第一段階合意では、「第1章知的財産」の第E節に「電子商取引プラットフォームにおける海賊版と模倣品」に関する規定が置かれている。

具体的には、第1.13条（オンライン侵害に対する取締まり）において、中国側はノーティス・アンド・テイクダウンについて、①迅速なテイクダウン、②善意で提出された誤った通知による損害についての免責、③権利保有者が「声明」の通知を受け取ってから司法への起訴や行政への告発の期限を20日に延長、④通知や「声明」の通知に関連する情報を求めることや悪意でなされたこれらの通知に刑罰を科すことでこれらの通知の有効性を高めることが求められている。

また、第1.14条（主な電子商取引プラットフォームにおける侵害）において、米中両国とも知的財産権侵害に対し必要な措置を講じていない主な電子商取引プラットフォーム経営者に関し、効果的な措置をとることにより、電子商取引における模倣品、海賊版の跋扈と戦うこと（第1項）とし、さらに中国側には模倣品・海賊版の販売の抑制にたびたび失敗した電子商取引プラットフォーム経営者の資格を失効させるようにすることが求められている（第2項）。

ドメインについては、.cn ドメインネームに関連する紛争を解決するために、2012年6月28日から施行された中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法により中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター（CIETAC）が設置され、法律による紛争調停制度が運営されている。紛争の調停を望む者は申請をすることができ、不正の利益を取得する目的、商標権侵害、名声の毀損等一定の理由がある場合は、第三者が取得したドメインの抹消、移転又は変更が認められる。また、「.com」、「.net」などの一般最上位ドメインネーム（gTLD）に関する紛争はアジアドメインネーム紛争調停センター（ADNDRC、Asian Domain Name Dispute Resolution Centre）へ調停を請求できる。

なお、2019年6月より、.cn ドメインネームに関する紛争を提起できる期間が、従来は当該ドメイン名が登録されてから「2年以内」であったところ、「3年以内」に延長された。

⁵⁶ 中国における著作権侵害ハンドブック2（文化庁 2009）133頁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/handbook/pdf/china_singai_handbook_h2103.pdf

(2) 政府や関係団体の取組等

2020年6月4日、中国で模倣品対策を省庁横断的に調整する全国打撃侵権假冒工作領導小組弁公室は、2020年の模倣品対策方針を示す「2020年全国知的財産権侵害および模倣品製造販売摘発活動要点」を発表し、インターネット上の管理監督強化および繰り返す権利侵害や悪意のある侵害に対する懲罰強化の方針を示した。E コマースで増加する小口輸送の模倣品対策については、2020年2月から施行している「郵政業配達安全監督管理弁法」を確実に実施するとし、特に、配達の際の検査強化や実名での配達を厳格に要求するとしている⁵⁷。

このように、模倣品対策は中央政府主導で行われているが、一部の地方政府は、省/市の実情に照らし、法執行のプロセスや罰則金などを中央政府の水準より強化する関連条例を制定している。例えば、浙江省では、インターネットにおける模倣品対策に注力し、電子商取引における模倣品などの知的財産権侵害行為に対して集中的に取締りキャンペーンを実施している。

中国では、特定産業の関連業界団体による模倣品対策は少なく、「中国外商投資協会(QBPC)」、「中国商標協会」や「中国特許保護協会」などの業界横断的な専門団体による対策(模倣品対策セミナーの開催、模倣品対策事例集の配布など)が中心である。また、ほとんどの関連業界団体は、中国政府の管理の下で活動しているため、関連政策に助言や、調査報告の作成に注力している模様である。

ネット通販事業者は、行政機関と協力し、最新の商品追跡技術などを活用して模倣品の摘発を支援している。例えば、Alibabaは、前述の浙江省及び江西、江蘇などの各地域の政府とともに、地域横断的な模倣品違法行為の摘発行動である「雲剣行動」を開始し、通販サイトでの模倣品情報の提供や専門人員の配置を行っている⁵⁸。

また、AlibabaやTaobaoでは独自に処罰規定として店舗の営業停止や閉店を設けているところもある(Alibabaのその他の取組については、II. 2. (1)の記載を参照されたい)。

7. 韓国における最近の状況

(1) 法制度等

韓国では、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」(2007年)及び「著作権法」(2003年)により、私生活の侵害又は名誉棄損等の権利侵害及び著作権等の侵害に関し、権利を侵害された者からの要請を受けた場合のプロバイダの手続及びそれに関するプロバイダの責任の軽減・免除が規定されている。

⁵⁷ 「2020年の模倣品対策方針を発表」(日本貿易機構中国北アジア課 2020)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/38287a8be27ac758.html>

⁵⁸ 「我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための方策検討に関する調査(2018年)」(経済産業省) 48頁
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000038.pdf

具体的には、第 44 条（情報通信網での権利保護）で、利用者は、私生活侵害または名誉棄損等他人の権利を侵害する情報を情報通信網で流通させてはならない（第 1 項）、情報通信サービス提供者は、自身が運営・管理する情報通信網に、第 1 項の情報が流通しないように努めなければならない（第 2 項）旨が規定されている。

また、第 44 条の 2（情報の削除要請等）においては、以下のとおり規定されている。

第 1 項 情報通信網を通じて一般に公開を目的として提供される情報で私生活侵害、もしくは名誉棄損等他人の権利が侵害された場合、その侵害を受けた者は当該情報を取り扱いする情報通信サービス提供者に侵害の事実を疎明して、その情報の削除または反論内容の掲載（以下「削除等」という。）を要請することができる。

第 2 項 情報通信サービス提供者は、第 1 項に基づく当該情報の削除等の要請を受けたら、遅滞なく削除・一時措置等の必要な措置をし、直ちに申請人及び情報提供者に通知しなければならない。この場合、通信情報サービス提供者は、必要な措置をした事実を当該掲示板に公示する等の方法で利用者に分かるようにしなければならない。

第 3 項 情報通信サービス提供者は、自身が運営・管理する情報通信網に第 42 条に基づく表示方法を守らない青少年有害媒体物が掲載されている、もしくは第 42 条の 2 に基づく青少年アクセスを制限する措置なく青少年有害媒体物を公告する内容が展示されている場合には、遅滞なくその内容を削除しなければならない。

第 4 項 情報通信サービス提供者は、第 1 項に基づく情報の削除要請にもかかわらず、権利の侵害の有無を判断することが困難、もしくは利害関係者間で争いが予想される場合には、その情報に対するアクセスを一時的に遮断する措置（以下「一時措置」という。）をすることができる。この場合、一時措置の期間は 30 日以内とする。

第 5 項 情報通信サービス提供者は、必要な措置に関する内容・手続等をあらかじめ約款で具体的に明言しなければならない。

第 6 項 情報通信サービス提供者は、自身が運営・管理する情報通信網で流通される情報に対して第 2 項に基づく必要な措置をしたら、これによる賠償責任を、軽減もしくは免除を受けることができる。

さらに、第 44 条の 3（任意の一時的措置）では、第 1 項で、情報通信サービス提供者は、自身が運営・管理する情報通信網で流通される情報が私生活侵害または名誉棄損等他人の

権利を侵害すると認定されたら、任意の一時措置をすることができるとし、第2項において、第1項に基づく一時措置に関して、第44条の2第2項後段、第4項の後段及び第5項を準用するとしている。

加えて、第44条の4（自主規制）では、情報通信サービス提供者団体は、利用者を保護し、安全であり信頼することができる情報通信サービスを提供するために、情報通信サービス提供者行動綱領を定めて施行することができる」と規定している。

著作権侵害物については、このように「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」の対象になるとともに、著作権法において行政的措置として、韓国著作権保護院による勧告・文化体育観光部長官による命令について規定されている。

具体的には、133条の3において是正勧告が、133条の2において①警告措置命令及び侵害コンテンツの削除・伝送中断措置命令（1項）、②利用者アカウント停止命令（2項）、③掲示板サービス停止命令（4項）が定められており、命令を履行しない場合には142条で過料が科せられる。

しかしながら、海外サイトについては、これらでは対応できないので、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」の44条の7（不法情報の流通禁止）に基づく命令によりサイトへの遮断を行うことになる。

具体的には、第1項で、何人も情報通信網を通じて流通させてはいけない情報を列記しているが、海賊版は同項9号に規定する「その他、犯罪を目的とし、または教唆もしくは幫助する内容の情報」に該当すると考えられている。

そして、第3項では、放送通信委員会は、これらの情報が、①関係中央行政機関の長の要請があったこと、②当該要請を受けた日から7日以内に審議委員会の審議を経た後、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第21条第4号の規定による是正要求をしたこと、③情報通信サービス提供者や掲示板管理・運営者が是正要求に従わなかったことのすべてに該当する場合には、情報通信サービス提供者または掲示板管理・運営者に、その情報の処理を、拒否・停止又は制限するように命じなければならないと規定している⁵⁹。

ドメインについては、.krドメインネームに関連する紛争を解決するために、2004年7月30日から施行されたインターネット住所資源に関する法律によりインターネット住所紛争調停委員会（IDRC, Internet Address Dispute Resolution Committee）が設置され、法律による紛争調停制度が運営されている。紛争の調停を望む者は申請をすることができ、商標権侵害、営業の混同、名声の毀損等一定の理由がある場合は、第三者が取得したドメインの移転や削除が認められる。また、「.com」、「.net」などの一般最上位ドメインネーム（gTLD）に関する紛争はアジアドメインネーム紛争調停センター（ADNDRC, Asian Domain Name Dispute Resolution Centre）へ調停を請求できる。

⁵⁹ 獨協大学 張 睿暎「韓国における海賊版サイトの接続遮断措置の概要」インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（第3回）資料8

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai3/siryou8.pdf

(2) 政府や関係団体の取組等⁶⁰

模倣品に係る政府の取組として、韓国特許庁及び韓国特許庁の外郭団体である韓国知的財産保護院（KOIPA）等による活動が挙げられるところ、それぞれ以下に詳述する。

韓国特許庁の産業財産保護協力局は、知的財産権の保護活動を担当しており、模倣品の申告窓口として偽造商品申告センターを設置しており、申告された模倣品に対して警察庁、検察庁と緊密な共助を通じて取締り活動を行っている。

また、韓国特許庁は、2019年4月1日から、オンライン上の偽装商品流通の予防に向けて、在宅モニタリング団110人を採用し運営している⁶¹。この在宅モニタリング団は、全員女性で構成されており、これは有名商標とオンラインショッピングをよく利用する女性のノウハウを活用して、模倣品の摘発率を上げるとともに、出産・育児などでキャリアが途絶えた女性の経済活動への復帰も支援するためである。

その他韓国特許庁の関連組織としては、2010年8月5日に改正された「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」に基づいて、2010年9月に韓国特許庁に設置された商標権特別司法警察隊が挙げられる。2011年12月14日には、「オンライン捜査班」も発足し、サイバー専門捜査官が配備され、オンラインでの偽造商品犯を捜査・刑事処罰が可能となり、オンライン捜査専門フォレンジック装備を備えるなど、「オンライン捜査班」の力量を強化した。

KOIPAは、IPOMS（IP Online Monitoring System）を用いて自動的にサイトを検索し、疑わしいサイトをピックアップし、模倣品取下げやサイト閉鎖につなげる活動を行っている。IPOMSは、探知対象となるブランド名を中心にオンラインショッピングモール上の商品情報を、ロボット型検索エンジンを通じて24時間自動収集しており、この情報をモニタリング要員に自動レポートし、模倣品の判定を行っているが、キーワード検索のキーワード（放送通信審議委員会と協議して決定）や、判定の具体的手法は非公開としている。模倣品と判定されたものについては、権利者プール（名簿）に基づき権利者に確認を依頼することになっており、その結果偽造商品が流通したことが判明した場合、オンライン事業者と放送通信審議委員会に当該サイトの遮断・閉鎖を要請する。なお、KOIPAのサービスは無料で受けられる。

著作権侵害品対策に関しては、文化体育観光部の著作権取締要員（特別司法警察官）に特別司法警察権が付与され独自の取締まりが実施されている。また在宅モニタリング要員100名も運用されている。著作権侵害品のモニタリングは違法複製物追跡管理システムICOP（Illegal Copyright Obstacle Program）により行われている。ICOPは、モニタリング対象コンテンツの特徴点（DNA）を抽出して構築されたデータベースを活用して、オンライ

⁶⁰ 模倣品対策マニュアル 韓国編（JETRO 2019年3月）300-306頁
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf

⁶¹ 特許庁、「オンライン模倣品在宅モニタリング団」が大活躍！（韓国特許庁2019）
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/3618c75d6c1647e7.html>

ン上にアップロードされる関連コンテンツを識別するシステムである⁶²。

警察においては、ハッキング、ウイルス製作および流布など各種コンピュータ犯罪の捜査・摘発を担う韓国警察庁のサイバー犯罪専従捜査機関として「警察庁サイバー安全局」が設けられ、オープンマーケットや個人ショッピングモールで商標権侵害やデザイン権侵害、著作権侵害の疑いのある模倣品、海賊版が販売されている場合などにも積極的に対応している。

8. インドにおける最近の状況⁶³

(1) 法制度等

インドにおけるインターネット上の知財権執行に関連する施行済みの法令として、IT 法(2000)及びIT 仲介責任規則(2011)である。

IT 法第 79 条は、アップロードされたコンテンツに対して①免責期間にデューデリジェンスを実施すること、及び②不法行為に利用されたと現実に知ったとき又は適切な政府機関から知らされたときに、証拠としての価値を損なわないようにしつつ迅速に削除またはアクセスができなくなるように措置を講じたこと等を条件に、E コマース・サイト、ソーシャルメディア・ポータル等といった仲介者がコンテンツに対して責任を負わないという免責規定となっている。

また、IT 仲介責任規則では、Rule 3 で、特許、商標、著作権その他の知的財産権侵害が、上記免責の対象となること((2) d) 及び仲介者は自ら知るあるいは被害を受けた者からの書面または E メールで侵害の事実を知らされたときは、36 時間以内に行動すること、かつ適当な場合にはユーザーや侵害している情報の所有者と協力してそのような情報を無効化しなくてはならないこと、さらに仲介者は捜査のために、そのような情報と関連する証拠を少なくとも 90 日は保持しなければならないこと((4)) を定めている。

IN ドメインに対する救済としては、紛争が生じた際、インド国立インターネットエクスチェンジ(NIXI)が所管している INDRP の規定により、仲裁手続が行われることとなっている。

(2) 政府や関係団体の取組等

インド政府においては、商工省・産業・国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade (DPIIT))や下部組織の知財権振興管理局(Cell for IPR Promotion and Management (CIPAM))が国家 E コマース・ポリシー案の策定など知財侵害に対応してい

⁶² 季海青「韓国の著作権政策の現状と課題」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/asia_kaigi/02/pdf/korea.pdf

⁶³ インドにおけるインターネット上の模倣品対策に関する調査報告書(独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 2020)

https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/e_india_internet_chousa.pdf

る。

国家 E コマース・ポリシー案は 2019 年 2 月に公表されたところ、模倣品対策措置と海賊版対策措置に係る内容は以下のとおりである。当該ポリシーに準拠しない E コマース・事業者はインドでは事業実施が許されないこととされている。

(模倣品対策措置)

商標権者が自身を E コマースプラットフォームに登録することで、自身の商標を付してアップロードされた製品のログを保持する選択肢を規定している。また、商標権者は、E コマース・サイトが事前確認のない製品を掲載しない、と選択しうる。

また、商標権者と E コマース・サイトが協働して模倣品に対処することも必須である。商標権者がプラットフォームで販売されている模倣品を発見した場合、商標権者はプラットフォームに直ちに通知し、プラットフォームはその販売者に同内容を通知しなければならない。販売者が製品の真正性を証明できない場合は、販売者のリスト掲載は削除されなければならない。一方、E コマース・サイトが製品の苦情を受理した場合、12 時間以内に正式に商標権者へ通知しなければならず、法律で規定された更なる措置がとられなければならない。

(海賊版対策措置)

仲介者は、ウェブサイト／プラットフォームで提供される製品の販売者に係る関連情報の詳細を販売者に求める必要がある。説明責任を果たすために、仲介者が製品の真正性を顧客に保証することが不可欠である。E コマース・サイトは、海賊版コンテンツのオンライン配信に対処するための措置を講じるとともに、苦情が優先的に解決される「信頼できる事業者」を特定する必要がある。

プロバイダに対しては、裁判所による命令によって問題のあるコンテンツへアクセスを遮断させることができる。

海賊版に対しては、国家 E コマース・ポリシー案 (DRAFT NATIONAL E-COMMERCE POLICY, 2019) により、E コマースプラットフォームは、著作権者からの許可がないコンテンツ配信の事実を通知された場合、コンテンツへのアクセスを迅速に削除または無効にする必要がある。

警察の対応としては、複数の州にサイバー犯罪のみを対処するサイバーセルが設立されており、ブランド所有者は、インターネット上の模倣品等の犯罪があった場合、サイバーセルにアプローチすることができる。また、サイバーセルとは別に、特にインターネット上の模倣品等に関する知財侵害問題に効率的に取り組むために、海賊版対策セルおよびその他のデジタルセルを設立している。

9. まとめ

以上、インターネット上の模倣品・海賊版対策を巡るエンフォースメント制度の国内外の動向について、関連する国際フォーラム等での議論や日本及び欧州（EU、フランス、英国、ドイツ）、米国、中国、韓国、インドの各国について、法制度等の概要や政府、関係団体、個別企業の取組等を調査した。

全体を概観し分析した結果、当該制度の傾向において、以下3点を特徴として挙げる事ができる。

第一に、インターネット上の模倣品・海賊版が急増している現在の状況に対し、関係者の間で強い危機感が共有されている点である。

例えば、本文では触れていないが、世界の200以上のブランドが参加する国際反模倣品連合（IACC）は、メンバーの属するすべてのセクターにとって、Eコマースにおける模倣品・海賊版の取引が最優先事項であると報告している。各国の取組をみても、米国においては、ここ2年の間に、本件に関連して合わせて3つの大統領覚書や大統領令が出されている。また、欧州委員会が、2020年11月25日に採択・公表した知的財産に関する行動計画においても、加盟国と理事会に対し、2022年から2025年までの次期EU政策サイクルの優先事項の中に知的財産権犯罪を含めることを強く求めることとしている。

第二に、こうした危機意識を反映して、模倣品・海賊版対策の内容は、税関、郵便、警察、検察をはじめ多岐の行政分野にまたがり、またその担い手についても、政府機関、関係団体、ECプラットフォームや知財権利者等の企業など幅広い関係者が関わる、総合的及び包括的なものとなっている点である。

例えば、米国の国土安全保障省が中心になって2020年1月に取りまとめた提言は、幅広い行政機関に関わるものであるとともに、民間企業に対してもベストプラクティスを提示している。前述の欧州委員会の知的財産に関する行動計画においても、「欧州委員会は、権利者、供給者、様々な仲介者（オンラインプラットフォーム、ソーシャルメディア、広告業界、決済サービス、ドメイン名登録機関、輸送・物流会社など）、公的執行機関（行政機関、税関、警察、市場監視当局、検察官など）など、関係するすべての関係者間の協力を強化し、海賊版や模倣品の取締りを強化する。」としている。中国においても、電子商取引法の制定をはじめ、近年、急速に関連する法整備が進んでいる。

第三に、これらの取組において、画像認識、人工知能、ブロックチェーンなどの最新技術の果たす役割が大きくなってきており、今後も期待ができる点である。

本文中に記載したGoogle、Facebook、Alibaba、Amazonなどの取組や韓国のIPOMSやICOPなどはその一例である。ただし、これらについては、迅速、効率的な対応が可能になる利点とともに、高額な投資が必要になることや、対策の過程で生じたミスについて適切な対応を講じる必要があることにも留意しなければならない。

他方で、各国におけるインターネット上の模倣品・海賊版対策に関する法制度等や取組を個々に比較すると、プロバイダ等の責任を明確化することや、ECサイト等のプラットフ

ォーマーにおける自発的な取組を促進するなど、大きな方向性においては一致するものの、その具体的な内容については少なからぬ差異が見られる（また、国によっては、あるいはプラットフォームによっては、権利者から通知があってもなかなか削除されないという例も報告されている）。

例えば、プロバイダの責任について、欧州各国や中国、韓国等では、ノーティス・アンド・テイクダウンが採用されているが、我が国においては、いわばノーティス・ノーティス・アンド・テイクダウンともいうべき内容となっており、結果としてプロバイダの判断リスクも異なっているといえる。

また、プラットフォームにおける自発的な取組についても、権利者側との協働によって進められている点では共通しているものの、我が国のように「信頼性確認団体制度」によって関係団体の知見を活用している国もあれば、Alibaba や Amazon のように、プラットフォームが権利者からあらかじめ提供された情報に基づき、画像認識など最新の技術を活用しながら積極的にモニタリングを行っている例もある（Amazon においては、一部の権利者については、権利者自身が直接削除できる手段も提供している）。一方で、韓国のように、こうしたモニタリングを、行政庁やその外郭団体が積極的に行っている国もある。

これらの違いは、被害の実情など各国のおかれた状況や、個人の権利や、法制度、行政機関の役割などに関する考え方の違いが背景になっていると思われるが、それらの要素が各国のインターネット上の模倣品・海賊版対策の実効性にどのような影響を与えているかについて検証していくことが不可欠であると考えられる。その上で、インターネット上の模倣品・海賊版対策としてどのような取組や制度が有用であるかについて、ひいては、そのような有用な取組や制度を各国で実効的に実施していくための国際ルール の在り方等について、さらに検討を深めていくことが肝要であると考えられる。

以上

Ⅲ. 遺伝資源を巡る国内外の動向

1. はじめに

知的財産と遺伝資源の保護との関係を巡る議論は、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity: CBD）、WIPO/IGC、及びWTO/TRIPSなど諸種の国際的フォーラムで長い間なされている。背景として、遺伝資源の利用は従来から医薬品開発等において重要な手段と位置づけられているところ、遺伝資源へのアクセスについて遺伝資源の提供国（主に途上国）と利用国（主に先進国）との間で対立があり、知的財産に関する議論においても、例えば、先進国企業等によるいわゆる生物資源の盗賊行為（Biopiracy）を阻止することが目的とされる特許法等への遺伝資源の出所開示の義務化に関する議論など、提供国と利用国との間の意見の隔たりは大きい。係る懸隔は根本的には一因として提供国と利用国との間の遺伝資源に対するアクセスと利益配分の問題に帰すると考えられるところ、特にCBDの成立により遺伝資源について各国の主権的権利及び利益配分条項が認められたことを契機として、CBDの枠組み以外でも、WIPO/IGC、WTO/TRIPSなどの他の国際フォーラムにおいても途上国は利益配分に関する仕組みを知的財産制度に導入することを要求してきている。特に、近時は、遺伝資源は有体物に限られるのか、それともその物のゲノム解析から得られた塩基配列データ等の「デジタル配列情報」（Digital Sequence Information: DSI）まで含むのかといった新たな問題も生じてきている。このような途上国による遺伝資源に対するアクセスに利益配分の義務づけを強めることを指向する議論の状況は、今後のグローバルな技術革新を阻害する要因になるおそれがあるという懸念が示されているところである。さらには、上述したように、特許法等への遺伝資源の出所開示の義務化のような、遺伝資源を巡る知的財産の取扱いを遺伝資源に対するアクセスと利益配分の問題に関連づける措置が諸外国において導入・運用されている現状は、本来であれば活発に実施されるべき生物資源を適切に活用した研究開発を、過度に停滞させているのではないかと懸念される。

このような遺伝資源を巡る近年の動向は我が国企業が医薬品開発・バイオ関連産業を含め国際的な事業活動を行う上で重大な影響を及ぼし得るところ、その最新の状況を概観し整理することは我が国企業にとって事業活動の更なるグローバル化に伴い有益な情報となり得ると考えられる。そこで、本稿ではCBDに対する取組を含め、複数の国際フォーラム及び各国（日本、米国、欧州（EU）、中国、韓国、インド、南アフリカ、インドネシア、ブラジル）における遺伝資源を巡る議論の動向について調査し、結果を取りまとめた。

2. 国際フォーラムでの議論

国際フォーラムでの議論として、生物多様性条約締約国会議（the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity: COP）、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約第8回理事会（8th Session of the Governing Body: GB8）、WIPO 知的財産と遺伝

資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore: IGC）、及び WTO/TRIPS 理事会での議論を以下に整理した。

（1）CBD の COP での議論

（a）CBD の経緯及び概要

CBD⁶⁴は、1987年の国連環境計画（UNEP）管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討、及び1990年11月以来7回に渡り開催された政府間条約交渉会議における交渉を経て、1992年5月22日、ナイロビ（ケニア）で開催された会議において採択され、同年6月にリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（UNCED）において、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに同会議中に署名のため開放され、我が国もこれに署名した。次いで、1993年5月に、我が国は受諾書を寄託することにより本条約を締結し、所定の要件を満たし同年12月29日に発効した。2020年12月現在、196ヶ国、欧州連合（EU）及びパレスチナがこの条約を締結している（なお、米国はこの条約を批准していない）。

CBDでは、①生物の多様性の保全、②生物の多様性の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、の3つの原則を掲げている。条約の締約国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略、または国家計画の作成と実行を義務づけられており、地球の生態系の中に産する「遺伝資源」の利用に関しても、資源利用による利益を資源提供国と資源利用国が公正かつ衡平に配分すること、また途上国への技術移転を公正で最も有利な条件で実施することを求められている。

直近では、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）は、2018年11月にシャルムエルシェイク（エジプト）で開催された。COP15は、2020年秋に昆明（中国）で開催される予定であったが、COVID-19の感染拡大の影響により、2021年第2四半期に日程変更されている⁶⁵。

（b）COP（the Conference of the Parties：締約国会議）沿革⁶⁶

CBDを巡るこれまでの経緯、議論をこれまで開催された締約国会議（COP）に沿って整理すると以下のとおりである。

⁶⁴ 生物多様性条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

⁶⁵ <https://www.cbd.int/meetings/COP-15>

⁶⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

①第1回締約国会議（COP1）は、1994年11月28日から12月9日まで、ナッソー（バハマ）において開催された。

本会合では、

- ア 1995年から1997年まで、締約国会議が取り組むテーマの選定（中期作業計画）、
 - イ 科学上及び技術上の助言に関する補助機関の活動の開始、
 - ウ 事務局の運営機関の指定、
- 等、条約の早期実施に必要な事項につき、一応の合意をみることができた。

②第2回締約国会議（COP2）は、1995年11月6日から17日まで、ジャカルタ（インドネシア）において開催された。

本会合では、本条約の実質的運営のため、

- ア クリアリング・ハウス・メカニズム（第18条にいう「情報の交換の仕組み」Clearing-House Mechanism：CHM（注））の2年間の試行的作業の開始の決定、
 - イ バイオセーフティ議定書の原案作成のためのオープン・エンドの作業部会の設置、
 - ウ 条約の実施状況に関する国別報告書を1997年6月までに提出することの決定、
 - エ 海洋生物多様性について、バランスのとれた、包括的な検討を進めていくため、専門家会合の開催を含め、その中心的役割を事務局長に委ねた作業計画の採択、
- 等、条約の実施体制に関し更なる進展が図られた。

なお、上記エを含む、海洋及び沿岸の生物多様性についての保全及び持続可能な利用に関する決議II/10は、通常ジャカルタ・マンデートと呼ばれている。

（注）クリアリング・ハウス・メカニズム「情報の交換の仕組み」の整備

各国が有している生物多様性に関する様々な情報を交換し、共有化することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各国の施策をより充実したものにしようとする趣旨。開発途上国支援の観点からも重要であり、我が国としても、国内における調査研究の促進により各種情報の蓄積に努めるとともに、各国との情報交換を促進していく必要がある。

③第3回締約国会議（COP3）は、1996年11月4日から15日まで、ブエノスアイレス（アルゼンチン）において開催された。

本会合では、CHMを中心に着実な成果が得られたものの、地球環境ファシリティ（GEF）に関わる財政問題については、あまり進展はみられなかった。

また、本会合では、

- ア CHMに関する地域ワークショップの開催、
- イ 条約第8条(j)「原住民の知識、工夫及び慣行」に関するワークショップの開催、
- ウ 中期作業計画についての意見（締約国会議の活動、中期作業計画の全般的レビュー

一等) を、1997年3月31日までに提出すること、
エ 第4回締約国会議の期日決定に伴い、国別報告書の提出期限が1997年6月30日から1998年1月1日に延期、
等、条約の実施体制に関わる採択が行われた。

④第4回締約国会議(COP4)は、1998年5月4日から15日まで、ブラチスラバ(スロバキア)において開催された。

本会合では、

ア 第3回科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合(Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice : SBSTTA)での勧告の報告、
イ CHMの実施状況のレビュー、
ウ バイオセーフティ議定書の策定スケジュール、
エ 条約8条(j)(原住民の知識)の運用、
オ 1999~2000年の条約予算、
等について議論され、決議された。

⑤第5回締約国会議(COP5)は、2000年5月15日から26日まで、ナイロビ(ケニア)において開催された。

本会合では、

ア カルタヘナ議定書政府間委員会(ICCP)(注)の作業計画、
イ 遺伝資源へのアクセスと利益配分のガイドラインの作成、
ウ 条約第8条(j)の議論への原住民の参加の重要性、
エ 森林の生物多様性に関する専門家グループの設置、
等に関する決議が採択された。

(注)1999年2月のカルタヘナで開催された特別締約国会議の決議に基づき、本議定書の標題を「生物多様性条約バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(カルタヘナ議定書)」とすることとされた。

ICCP(Intergovernmental Committee for the Cartagena Protocol on Biosafety)とは、本議定書発効のための準備会合。

⑥第6回締約国会議(COP6)は、2002年4月7日から19日まで、ハーグ(オランダ)にて開催された。この会議は条約発効10年間の議論を集大成し、「対話から行動へ」を主題に行動を展開していく基盤を築き、ひとつの大きな節目となった。

本会合では、

ア 森林が有する生物多様性、
イ 外来種、

ウ 遺伝資源へのアクセスと利益配分、
エ 条約の戦略計画（2010年目標（注）を含む）、
等、優先課題とされる決議が採択された。

（注）2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標。

⑦第7回締約国会議（COP7）は、2004年2月9日から20日まで、クアラルンプール（マレーシア）において開催された。2002年のヨハネスブルグ・サミット後最初となる締約国会議であり、山岳の生物多様性、保護地域、技術移転と技術協力等に関する決議が採択された。18日及び19日に開催された閣僚級会合では、科学的評価の役割等について意見交換が行われ、「クアラルンプール宣言」が採択された。

⑧第8回締約国会議（COP8）は、2006年3月20日から31日まで、クリチバ（ブラジル）において開催された。2010年目標の達成に向けた議論が行われ、遺伝資源へのアクセスと利益配分、保護地域、島嶼の生物多様性、森林の生物多様性、侵略的外来生物等に関する決議が採択された。また、26日から29日まで開催された閣僚級会合では、2010年目標に向けた各国の取組等が議論され、全体会合では我が国は国内外の取組を紹介しつつ、2010年目標に向けて、生物多様性の配慮を各国の開発計画へ統合することの重要性を強調し、また、そのために限られた資源の有効利用や関係者との連携強化などを通じて、各国が協力して取り組むよう訴え、多くの参加者から賛同を得た。

⑨第9回締約国会議（COP9）は2008年5月にボン（ドイツ）で開催された。

⑩第10回締約国会議（COP10）は2010年10月18日から29日にかけて愛知県名古屋市にて開催された。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書⁶⁷（後述（c）参照）と、新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標（2011～2020年））が採択された。

⑪第11回締約国会議（COP11）は2012年10月にハイデラバード（インド）にて開催された。

⑫第12回締約国会議（COP12）は2014年10月に平昌（韓国）にて開催された。

⑬第13回締約国会議（COP13）は2016年12月にカンクン（メキシコ）にて開催され

⁶⁷ 名古屋議定書（生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ
衡平な配分に関する名古屋議定書）は、第10回締約国会議（COP10）で採択された。2014年10月に発効し、
日本は2017年5月に締結した。2020年3月現在、122ヶ国及びEUが締結している。

た。

⑭第14回締約国会議（COP14）は2018年11月にシャルムエルシェイク（エジプト）にて開催された。

（c）第10回締約国会議（COP10）と名古屋議定書⁶⁸

（i）経緯

CBDでは、①生物の多様性の保全、②生物の多様性の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、の3つの原則を掲げられているが、とりわけ③の遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分については、知的財産制度に関連する議論も含め、提供国と利用国との間の意見の隔たりは大きい。

この点に関し、CBDにおいては、遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing: ABS）について、以下のようなルールとなっている。

- ① 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得への機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う。
- ② 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の合意（Prior and informed consent: PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms: MAT）」の設定が必要。
- ③ 締約国は、遺伝資源の利用から生じる利益を提供国との間で公正かつ衡平に配分するための措置をとる。その配分は、MATに従って行う。

しかしながら、当時は、遺伝資源へのアクセスに厳しい規制を設けた独自の国内法がある国や、アクセスに必要な手続が不明確なため、円滑な利用ができない国がある一方で、一部の提供国は、提供国の国内法に違反した遺伝資源の利用が行われていると主張している状況であった。このため、提供国（主に途上国）からは、利用国でも提供国の国内法の遵守を推進するための議定書を求める（任意のガイドラインとしては2002年COP6で採択されたボン・ガイドラインが存在）声が、利用国（主として先進国）からは、アクセス要件の確実性、明確化、透明化を求める声が高まっていた。

こうして、ABSの手続に関する国際的な枠組み、より具体的には、①遺伝資源への円滑なアクセス及び研究開発の確保、②遺伝資源の産業利用等による人類の福利への貢献、③得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進により、途上国と先進国

⁶⁸ 「生物多様性条約におけるABSルールと名古屋議定書」, 6,7,10頁
<http://abs.env.go.jp/pdf/1-1.pdf>

の両方に利益 (win-win) となる仕組みを目指すことになり、2002 年以降議論が重ねられていた。

(ii) 名古屋議定書の枠組み

締約国は、提供国として、①PIC 及び MAT に基づく遺伝資源等 (※) の提供を行うためのルールを策定すること、②国内の遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する規制について、確実性・明確性・透明性を確保することが求められ、制定した ABS 規制や PIC を与えるとの決定及び MAT 設定を証明する許可証情報を情報交換の仕組みである「国際クリアリングハウス (ABSCH)」に掲載することが義務化された。

また、利用国として、③国内で利用される遺伝資源等 (※) が、提供国の ABS 規制を遵守して取得されたこととなるような措置を策定すること、④遵守を支援するための、チェックポイントによる利用のモニタリングをすることが求められ、チェックポイントが取得した情報については国際クリアリングハウス (ABSCH) に適宜提供されることになった。

(※) 遺伝資源等：遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識。

遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得にあたっては、先住民の社会及び地域社会 (ILC) による情報に基づく事前の合意又は承認及び関与、ILC との MAT の締結が必要。

議定書は、提供国・利用国双方に対し、その確保に向けた措置をとることを求めている。

(d) 遺伝資源のデジタル配列情報 (Digital Sequence Information: DSI)

生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14) は、2018 年 11 月にシャルムエルシェイク (エジプト) で開催された。

遺伝資源については、遺伝資源のデジタル配列情報 (Digital Sequence Information: DSI) の利用が CBD 及び名古屋議定書の目的に及ぼす影響について検討され、DSI は CBD の 3 つの目的 (①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分) に重要であることが認識された⁶⁹。マレーシア、ブラジル、アフリカグループなどが、DSI は遺伝資源の利用の結果であるため CBD や名古屋議定書の適用範囲に含まれることを主張した一方、EU、カナダ、ニュージーランド、韓国、日本、スイスは、DSI の定義が不明なこと、遺伝資源と DSI は同等ではないこと、相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT) によってカバーが可能であること、

⁶⁹ 生物多様性条約 COP14 の主要な決定の概要
<https://www.env.go.jp/press/106168/110357.pdf>

などを主張した⁷⁰。また、DSI の用語の定義や範囲を含む概念などについて、各国による見解提出を踏まえ、拡大専門家会合において検討し、第 15 回締約国会議（COP15）に報告されること等を決定した。

特に、遺伝資源とデジタル配列情報を巡る問題については大きく以下の二つの関係を争点として分析、検討されており、CBD 交渉におけるこれら争点への対応に際して理論的補強と慎重な対応が求められることが指摘されている⁷¹。

（i）DSI と国家の主権的権利の適用範囲との関係

CBD 第 2 条は「用語」について定義しており「『遺伝資源』とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。」⁷²と規定している。また、「『遺伝素材』とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。」と規定されているところ、遺伝資源の文言解釈を巡って、途上国は、遺伝資源は DSI を含み得る、具体的には「素材」（material）は「情報」（information）を含むと解釈できると主張しており、先進国は、遺伝資源は DSI を含まれない、すなわち、遺伝資源は有体物に限られると反論しているとされる。

CBD 第 15 条は「遺伝資源の取得の機会」について規定し、第 1 項は「1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」⁷³ことを規定している。係る CBD 第 15 条第 1 項上のアクセス規制は、国際法上正当であり、かつ一定の合理性もあると評価する意見もある。しかしながら、同時に遺伝資源から生成される塩基配列データ等の DSI にまで国家の主権的権利が当然に及びうるかの問題については明確に否定的な見解が示されている^{74 75}。

（ii）DSI 利用の利益配分について当事者が合意した契約と条約との関係

提供国が利用者に遺伝資源を提供する際、遺伝資源から生じた DSI 利用に起因する利益

⁷⁰ COP14 報告会

<http://bd20.jp/18-12-20-3/>

⁷¹ 高倉成男「遺伝資源とデジタル配列情報」独立行政法人経済産業研究所（2020年6月24日掲載）

⁷² http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

⁷³ http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

⁷⁴ 理由としては 2 点挙げられている。「第一に、DSI は、提供国の領土・領域の内に賦存する天然資源ではなく、利用者の知的活動の結果生成された無体物であって国境の概念を超えたところに存在するものである。」「第二に、DSI は本質的に情報である。情報は、1 人の消費者がこれを消費しても他の消費者の消費量が減少するものではない。DSI に過剰消費の問題は生じ得ず、DSI にアクセス規制を適用することに環境政策としての合理性を見いだすことはできない。」としている。高倉成男「遺伝資源とデジタル配列情報」独立行政法人経済産業研究所（2020年6月24日掲載）

⁷⁵ その上で、「確かに DSI にアクセス規制を適用しなければ、提供国の収入が減るといった問題が生じる」可能性を指摘しつつ、『利益配分の問題は、その費用対効果をデータに基づき検証しつつ、「環境問題は国際社会全体の問題であってその対策のために必要な資金は国際社会全体で負担する」という原則論に戻って再検討すべきである』と主張している。高倉成男「遺伝資源とデジタル配列情報」独立行政法人経済産業研究所（2020年6月24日掲載）

配分について両者が合意した契約に CBD 等の条約が適用されるかという問題については、原則として契約自由の原則からは是認され得るとしながらも、CBD 第 15 条第 2 項、すなわち、「2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」⁷⁶という規定に反する恐れがあると指摘がなされている⁷⁷。

なお、本件と実際の研究開発や企業の事業活動との関係については、例えば DSI をベースとした創薬 (mRNA) を使ったワクチンもその一例) に与える影響が懸念されている。

(2) GB8 での議論⁷⁸

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR) は、2001 年 11 月にローマ (イタリア) で開催された第 31 回国連食糧農業機関総会で採択された。本条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、CBD と調和する方法による①食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、②食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用、③食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を目的としている。

第 8 回理事会 (GB8) は、2019 年 11 月 11 日から 16 日まで、ローマで開催された。本会合では、条約の資金戦略の強化に向けて資金調達及び金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどをはじめとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資金動員助言委員会が常設化されることが決定されたほか、条約実施に係る複数年作業計画 (2018 年～2027 年) 等が採択された。多国間の制度の機能強化に向け、作業部会を引き続き設置して定型の素材移転契約の見直しを試みたものの、合意には至らず、最終的には、定型の素材移転契約は現行のものが当面維持されることとなった。また、次期会期間における多国間の制度の機能強化に係る補助機関の活動も行われなかったことが決定された。

第 9 回理事会 (GB9) は、2021 年 12 月に開催される見込みである。

(3) WIPO/IGC での議論⁷⁹

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源 (GR) ・伝統的知識 (TK) ・伝統的文化表現 (TCEs) に対して、国際的な保護の枠組みを知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000 年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産

⁷⁶ http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

⁷⁷ さらに競争法に違反する特約を含む契約の無効の可能性について「また、本来パブリックドメインに帰すべき DSI の公表を禁じるような特約は、利用者に不当に不利益を与えるものとして不正な取引方法 (優越的地位の濫用) に当たり、競争法に抵触する恐れがある。」と言及している。高倉成男「遺伝資源とデジタル配列情報」独立行政法人経済産業研究所 (2020 年 6 月 24 日掲載)

⁷⁸ 食料・農業植物遺伝資源条約 3 理事会
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_001797.html

⁷⁹ 令和元年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業 (生物多様性総合対策事業) 委託事業報告書、令和 2 年 3 月発行、一般財団法人バイオインダストリー協会

の側面から専門的に議論を行うため、WIPO 内に遺伝資源等に関する政府間委員会 (IGC) が設置された。これまでに 40 回の会合が開催されている⁸⁰。

IGC では、遺伝資源の保護に関し、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組みの創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は以前大きいままである。

2019 年 3 月、6 月にそれぞれ第 39 回、第 40 回 IGC 会合が開催され、TK 及び TCEs について、途上国と先進国に共通の横断的課題（主に「目的」、「保護対象」、「保護範囲」、「制限と例外」）の集中的な議論が行われた。また、第 40 回 IGC 会合では、WIPO 一般総会への勧告事項も議論された。なお、2019 年 10 月の WIPO 一般総会では、それまでの IGC の活動報告が行われるとともに、2020/21 年度マンデート・作業計画案の採択が行われ、異論なく承認された。一般総会議長は、GR については論点が絞られつつあり、議長文書をベースに今後の議論が進められることを期待する旨述べた。

直近で GR について集中的な議論が行われた第 36 回 IGC 会合（2018 年 6 月）での議論は、以下のとおりである。

【第 36 回 IGC 会合（2018 年 6 月 25 日～6 月 29 日）】⁸¹

遺伝資源について、政策目的、保護対象、出所開示及び誤った特許付与の防止といった論点について検討がされた。途上国は、遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示させ、不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であり、データベースは出所開示を補完するものにすぎないと主張した。一方、先進国（日本・米国等）は、遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響を及ぼし、イノベーションを阻害しかねないとの懸念から、その導入に反対した。双方の主張の懸隔は埋まらなかった。

（4）WTO/TRIPS 理事会での議論

遺伝資源提供国（主として、途上国）は、CBD に規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識（遺伝資源等）の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件（新規性・進歩性等）を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS 協定を改正（特許出願時の遺伝資源等の出所／原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示）すべきと主張している。

一方、米国、日本等の先進国は、TRIPS 協定と CBD に不整合はなく、CBD の遵守のた

⁸⁰ 特許行政年次報告書 2020 年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0302.pdf>

⁸¹ 特許行政年次報告書 2019 年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2019/document/index/honpen0302.pdf>

めの具体的な措置としては、名古屋議定書が採択されていることから、TRIPS 協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防衛的保護の観点から、日本は、WIPO/IGC と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている⁸²。

2020 年に開催された通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示条件の義務づけや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨、提案がなされた。10 月の通常会合においては、ジンバブエの提案により招聘された WIPO 事務局より、政策策定支援や伝統的知識等の法令に関する DB 整備等の活動内容について紹介があった。

これに対して、日本、米国、カナダ、豪州等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) が本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。

議長からは、必要に応じた非公式な二国間協議や具体的な解決案の提示などが推奨された。

3. 国内外における動向

(1) 日本

(a) CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置

2017 年 5 月 18 日に「遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」⁸³が公布された。この指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等の遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) の奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、日本国内における遺伝資源に係る研究開発の推進、及び、提供国法令違反として訴訟提起されるリスクの低減に資するものであり、提供国から我が国に持ち込まれた遺伝資源の適切な利用を促進するものとなっている。

具体的には、提供国としての措置として、我が国の遺伝資源の利用のための取得の機会の提供にあたり、我が国の事前の同意は必要としないとしている (ただし、ABS に関する

⁸² 特許行政年次報告書 2020 年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0302.pdf>

⁸³ 遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

<https://www.env.go.jp/press/104061.html>

社会的情勢の変化等を勘案し、施行から5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるとされている）。

また、利用国としての措置については、以下のとおり、定められている。

① 遺伝資源の適法取得の報告

- ・遺伝資源の取得者は、原則として、国際遵守証明書が国際クリアリングハウス（ABSCH）に掲載後6月以内に、適法取得の旨を環境大臣に報告する。
- ・未報告者に対しては報告を求める（環境大臣）。
また、必要に応じ、取得者に対し、指導・助言を行う（主務大臣）。

② 適法取得の国内外への周知

- ・環境大臣は、①の報告内容を、環境省ウェブサイトに掲載し、ABSCH に提供する。

③ モニタリング

- ・①の報告から概ね5年後、遺伝資源利用に関連する情報提供を求める（環境大臣）。
- ・未提供者に対しては再度提供を求める（環境大臣）。
また、必要に応じ、指導・助言を行う（主務大臣）。

④ 提供国法令違反の申立てへの協力

- ・他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要に応じ、遺伝資源等の取扱者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。

(b) 「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」等

和牛遺伝資源の不正流通防止のための新たな法制として、2020年4月、優良な家畜の遺伝資源を知的財産ととらえて保護する「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が公布された。背景として、和牛をはじめとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の生産を促進する上で、家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっていることが指摘されていた。特に長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有すると評価されるところ、家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与える可能性があることと懸念される。実際に、平成30年6月、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生したことを受けて係る懸念が顕在化したことが確認されており、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められている状況にあった。このため、家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰に基づいて対応することの必要性が指摘されていた⁸⁴。

⁸⁴ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案の概要
<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/attach/pdf/index-33.pdf>

そこで、第 201 回国会において、家畜改良増殖法の一部を改正する法律⁸⁵及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律⁸⁶が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが、令和 2 年 10 月 1 日に施行された。

「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」のポイントとしては以下が挙げられている⁸⁷。

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、
 - ①詐欺・窃盗により取得したものや、他人から預かったものを不正に取得したもの
 - ②国内利用に限定する契約に違反して輸出しようとしたもの
 - ③上記①、②を使って生産された子牛や受精卵
 - ④さらに、上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵等に対して差止請求ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に転売を受けた者（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても差止請求ができることとする。
- ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、刑事罰を措置（②の契約違反型に係るものは対象外）
具体的には、
個人は 10 年以下の懲役、1 千万円以下の罰金（両方の場合あり）
法人は 3 億円以下の罰金

今後はこれらの法律の制定を契機として、家畜人工授精用精液等の知的財産としての価値の保護や流通の適正化に向けての取組が推進されることが期待される⁸⁸。

また、これまで我が国では、遺伝資源の問題への対応は主として利用国の観点からなされてきたが、本件のように我が国国内にも有用な遺伝資源は存在していることを踏まえると、これらについて適切な保護がなされるよう本件のように迅速に個別の対応を講じるこ

⁸⁵ 当該法律により『和牛遺伝資源の流通ルートがより一層明確になるよう取引当事者の制限並びにトレーサビリティが強化され、また「家畜不競法」の保護対象（客体）の明確化が図られることになった』と指摘する見解もある。伊原友己「和牛遺伝資源の保護のための知的財産制度の創設「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定」知財ぷりずむ 18 巻 215 号（2020 年 8 月）9 頁
https://iplaw-net.com/doc/2020/chizaiprism_202008_1.pdf

⁸⁶ 当該法律について「家畜（現時点において想定しているのは「和牛」）遺伝資源の不正取引を阻止するためのものであって、我が国に新しい知的財産並びに知的財産法が生まれたと評しうるものである。」と評価する見解もある。伊原友己「和牛遺伝資源の保護のための知的財産制度の創設「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定」知財ぷりずむ 18 巻 215 号（2020 年 8 月）9 頁
https://iplaw-net.com/doc/2020/chizaiprism_202008_1.pdf

⁸⁷ 和牛遺伝資源関連 2 法のポイント
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-32.pdf

⁸⁸ 家畜遺伝資源の管理・保護
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/kachiku_iden.html

と併せ、提供国の観点からの何らかの対応が考えられないか検討していくことも有益であり、本件は、こうした問題を考える際に大きな示唆を与えるものであると考えられる。

(2) 米国

(a) CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置

米国は CBD 及び名古屋議定書を批准していない。遺伝資源保護推進派の途上国は、WIPO/IGC や WTO/TRIPS での議論で米国により実効性の高い制度を求めている。米国は、CBD の 3 つの原則のうち、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分によりバイオテクノロジー産業が影響を受けるため、CBD を未だに批准していない。

(3) 欧州 (EU)

(a) CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置⁸⁹

EU 加盟国 27 ヶ国中 20 ヶ国 (ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、オーストリア、エストニア、ルーマニア、ギリシャ) が名古屋議定書締結済みである。2015 年 10 月 12 日に EU 規則 No.511/2014 (EU ABS 規則) が完全適用され、2015 年 11 月 9 日に実施規則 2015/1866 が発効され、ガイダンス (適用範囲、セクター別) の定めのもと、罰則に係るルールについては各加盟国が規定を制定している。

利用国措置として、遺伝資源の利用者は、以下について義務を負う。

- ① 提供国法令を遵守する相当な注意義務 (Due Diligence)
 - ② 事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC) ・相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms : MAT) に関連する情報の入手・保存・後続利用者への情報伝達
 - ③ 研究資金入手・製品の最終開発段階で国際遵守証明書等を国へ提出
 - ④ 取得・利用の合法性が不確実な場合、再度 PIC ・ MAT を得るか、利用を中止する
- 適用範囲は名古屋議定書締結国でアクセスされた遺伝資源であり、遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる。

相当な注意義務や情報保持・伝達義務等の利用違反は罰則対象となる (罰則は加盟国により制定・執行する)。

EU として提供国措置は定めておらず、加盟各国ごとに判断する。

フランス・スペインでは提供国措置が施行されている。

⁸⁹ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 2, 4 頁
<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

(フランスの例)⁹⁰

2016年8月8日に「生物多様性、自然及び景観のレコンキスタに係る法律（生物多様性法）」が制定され、翌2017年5月9日に「遺伝資源及び関連する伝統的知識の取得、及びその利用から生じる利益の配分に係る政令」が制定された。

(対象者と義務内容)

利用者(※)は権限ある当局である環境担当大臣に、非商業目的の場合には届出を行い、受領書を受け取る。商業目的の新規利用の場合には申請し許可を得る。

両者の間でMATが設定される。

(※) 利用を目的とした遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用

適用対象外になるのは、フランスの領土外及び管轄権外にある区域の遺伝資源、ヒト遺伝資源、他の国際条約の対象となる遺伝資源、研究開発のモデルとして利用される遺伝資源等。

アクセス手続義務の対象外となるのは、飼育種又は栽培種、近縁野生種、植林種、保健衛生目的で収集された遺伝資源。

(利益配分)

金銭的利益配分は対象遺伝資源の製品から得られる年間収入（売上高）の5%以内（年間1000ユーロ以下の収入については対象外）。

利益は生物多様性局を通じ生物多様性に関わる事業にのみ利用される
海外領土にも公正・衡平な利益の再分配を行う。

(b) 知的財産制度との関係⁹¹

1998年の「生物工学発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令98/44/EC」の前文では、加盟国が当該EC指令を担保するために必要な国内法令及び行政規定等を施行するに際しては、CBD第3条、第8条第(j)項、第16条第2項第2文、第16条第5項に特に留意するよう規定されている(Recital 55)。

そして、「発明が植物又は動物由来の生物材料に基づいている場合、又はそのような材料を使用している場合において、適当な場合には、特許出願に、その材料の地理的原産地（知っている場合）についての情報を含めるべきである。これが特許出願の手続又は特許

⁹⁰ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 5頁
<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

⁹¹ 田上麻衣子「遺伝資源及び伝統的知識の出所開示に関する一考察」知的財産法政策学研究 Vol.8(2005)

権の付与から生ずる権利の有効性を損なうことはない（Recital 27）」と規定されている。

ECによると、この規定は CBD 第 16 条第 5 項に則った規定で、特許出願における生物材料の開示を奨励する規定であり、こうした原産地の開示は、遺伝資源から生ずる利益の衡平な配分に資するとしている。

同指令の前文の法的拘束力については解釈が分かれるものの、法的拘束力はないというのが通説となっている。

同指令については、全加盟国が期間内に完全に国内で実施する義務を負うが、いかなる国内措置により担保するかについては、各国に委ねられている。

（ドイツの例）⁹²

現地法律事務所の見解によると、ドイツ特許法第 34a 条は、生物学的材料の出所開示制度として、前述の EC 指令 98/44 の規定を受けて、その履行のために導入された。

具体的な条文は以下のとおりであり、内容は前述の EC 指令 98/44 の前文 27 と実質的に同一である。

第 34a 条

発明が動物性若しくは植物性の生物学的材料を基礎としているか、又は発明に当該材料が使用されている場合において、当該材料の原産地についての情報が知られているときは、特許出願にその情報を含めるものとする。出願の審査又は付与された特許から生ずる権利の効力は、これによって影響を受けない。

「生物学的材料」の定義は、第 2a 条（3）に定義されており、具体的には「遺伝情報を含んでおり、かつ、自己繁殖又は生態系中での繁殖が可能な材料」をいうとされている。

現地法律事務所の見解によると、「生物学的材料」の出所開示を伴う特許出願時に、当該材料の原産地についての情報のみ開示すればよく、PIC や MAT の情報すべてを開示する必要はない。また、同条は「するように努める（soll）こと」を定めており、厳格な義務ではない。出願者が当該情報を記載しなくても罰則はない。

（その他の国の状況）⁹³

⁹² 平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究報告書」, 57, 58 頁

https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h27/h27_report_05.pdf

⁹³ 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究報告書」

https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h24/h24_report_04.pdf

平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究報告書」

https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h27/h27_report_05.pdf

ドイツ以外にも、EU内では、少なくとも、イタリア、デンマーク、スペイン、ベルギー、スウェーデンにおいて、出所開示要件が導入されている。

フランスについては、前述の生物多様性法によって、特許出願時に発明に利用した遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、前述のEU ABS規則第4条に定める情報を提出する義務（特許出願時におけるDue Diligence義務）が導入される予定であり、現地法律事務所によれば、生物多様性法の内容が決定した後に、知的財産法も改正される予定とのことであるという情報もあるが、2020年末時点で改正の事実は確認されていない。

なお、2013年1月15日、欧州議会本会議は「遺伝資源に係る知的財産権の開発の側面に関する決議」を採択した（法的拘束力なし）⁹⁴。この決議は、開発途上国における貧困の削減の観点から取りまとめられたもので、生物多様性、開発、農業、健康、伝統的知識に係る先住民等の権利等への配慮を示しつつ、バイオパイラシー等の防止にも言及している。その上でこれらの問題の解決策として、遺伝資源及び伝統的知識に係る出所（PIC取得・MAT設定を含む）開示義務の導入の必要性を強調するとともに、WTOのTRIPS協定に関し、名古屋議定書との整合性を確保するために、遺伝資源に関する出所開示義務の導入のための改正が必要であるとしている⁹⁵。

（4）中国

（a）CBD及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置

中国は名古屋議定書締結国であるが、国内法令及び行政措置は未整備である。

未整備ではあるものの、2017年3月にパブリックコメントにかけられた「生物遺伝資源の取得及び利益配分に関する規定（草案）」⁹⁶がある。

法令は、2020年を目処に策定される予定であるとの情報⁹⁷があったが、2020年末においては制定されていない。

⁹⁴ European Parliament resolution of 15 January 2013 on development aspects of intellectual property rights on genetic resources: the impact on poverty reduction in developing countries (2012/2135(INI)) (Provisional edition)
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2013-7>

⁹⁵ 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究報告書」, 103頁
https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h24/h24_report_04.pdf

⁹⁶ 生物遺伝資源の取得及び利益配分に関する規定（草案）（中国語）
https://www.mabs.jp/countries/china/pdf/abs_china.pdf

⁹⁷ 生物資源へのアクセスと利益配分 CBD関連国別情報：中国（一般財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所）
<https://www.mabs.jp/countries/china/index.html>

(b) 知的財産制度との関係⁹⁸

中国では、2008年に可決・公布された第3次専利法改正により、専利法第5条第2項及び第26条第5項において、遺伝資源について出所開示等を義務づけている。

専利法第5条違反、すなわち違法に入手した遺伝資源に依存して完成された特許発明に対しては、予備審査（方式審査）と実体審査において、拒絶の理由となり、加えて特許権付与後の無効理由となる。

専利法第26条違反、すなわち遺伝資源の直接的由来（提供地）と原始的由来（原産地）の開示をしなかった場合には、予備審査（方式審査）と実体審査において、拒絶の理由となるが、特許権付与後の無効理由にはならない。

専利法

第5条

法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許権を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては、特許権を付与しない。

第26条（第5項）

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなくてはならない。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述しなければならない。

(5) 韓国

(a) CBD及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置⁹⁹

名古屋議定書の国内措置法として、2017年1月17日に遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律が制定され、2018年8月18日に施行された。

提供国措置としては、以下の内容が定められている。

(対象者と義務内容)

外国人・在外国国民・外国の機関・国際機関等の利用者は、国の責任機関の長へのアクセス届出義務がある。非商業的目的のアクセスは手続の簡素化又は省略が可能となる場合も

⁹⁸ 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究報告書」, 148頁

https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h24/h24_report_04.pdf

⁹⁹ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 9頁

<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

ある。

適用範囲は名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる（ヒト遺伝資源は対象外）。

利用（遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること）以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外である。ABS 関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外である。

特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外である。

（利益配分）

提供者と利用者で利益を公正・公平に配分するよう合意する。

（罰則等）

権限ある当局によりアクセス／利用が禁止又は制限された遺伝資源等にアクセス／利用した場合は罰則対象となる。

利用国措置として、以下の内容が定められている。

国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は、提供国の手続遵守、利益配分努力が義務づけられている。

利用者は、手続遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務づけられる（提供国が名古屋議定書締約国でアクセス手続を定めている場合に限る）。

モニタリング機関の長は、不遵守が疑われる情報があった場合調査を行うことができる。

（6）インド

（a）CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置¹⁰⁰

利用国措置は定められていない。

提供国措置として、2018 年 12 月に「生物資源及び／又は関連する知識にアクセスするための商業的又は非商業的使用のための手順」が定められた。

（対象者と義務内容）

研究・商業利用等目的の遺伝資源利用をする者（※）は、遺伝資源利用の際に国又は州に申請する義務がある。

（※）研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用/商業利用のための生物学的調査・

¹⁰⁰ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 10 頁
<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

生物学的利用／生物資源、知識の第三者への移転／研究成果の外国人・法人等への移転／国内外での知的財産権の出願である。

(利益配分)

国に利益配分を協議し、年間総販売出荷額の 0.1～0.5% を国に寄託。

国は地域・配分を主張する者・州・国に利益配分。

(b) 知的財産制度との関係¹⁰¹

インド特許法では、明細書の内容を定めた第 10 条で、実施可能要件との関係で生物学的素材の出所及び地理的原産地の開示を求めている。

この要件を満たしていない場合は、第 15 条により当該出願が拒絶される。

また、いかなる利害関係人も、明細書が当該発明に使用された生物学的素材の出所又は地理的原産地について開示せず又は誤って記載していることを理由に、特許付与に対する異議を長官に書面で申し立てることができる。

利害関係人もしくは中央政府の申立に基づいて、審判部又は高等裁判所は、明細書が発明に使用される生物学的素材の出所又は地理的原産地を開示していないか又は誤って記載していることを理由に、特許を取り消すことができる。

(7) 南アフリカ

(a) CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置¹⁰²

利用国措置は定められていない。

提供国措置として、2015 年バイオプロスペクティング、アクセスおよび利益配分に関する規則が改正されている。

(対象者と義務内容)

バイオプロスペクティング（商業的・工業的利用のための在来生物資源（※）の研究・開発・応用）、バイオトレード（商業利用のための在来遺伝資源（※※）・生物資源の抽出品等の売買）を行う者は、PIC・MTA、利益配分協定を含む関連文書を提出する義務がある（国外機関は南アフリカ国民等との共同申請をする義務がある）。

(※) 在来の生物（生死、生息域内外を問わない）。栽培品種・飼育品種やバイオテク

¹⁰¹ 平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究報告書」, 135～137 頁

https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h27/h27_report_05.pdf

¹⁰² 「諸外国における国内措置の整備状況」, 13 頁

<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

ノロジーにより改変された生物を含む。外来種であってもバイオテクノロジーにより在来生物の遺伝素材または化合物を用いて改変されたものは含む。これら生物の派生物、遺伝素材を含む。

(※※) 遺伝資源の定義は名古屋議定書と同様である。

(利益配分)

利用者は基金に利益の一部を寄託し、基金により、利害関係者へ利益を配分する義務がある。

(罰則等)

違反行為については、罰金及び／又は拘禁が課される。

許可条件に従わない行為を他者が行うことを容認した場合も罰則対象となる。

(b) 知的財産制度との関係¹⁰³

南アフリカ特許法の一部を改正する法律（2005 年第 20 号）により、南アフリカにおける特許出願において、発明が在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識若しくは伝統的用法に基づくか由来するものであるか否かの陳述と、基づくか由来する場合には当該在来の生物資源等を発明に利用する権限を証明することが義務づけられた（第 30 条 3A 項及び 3B 項）。

陳述が必要な場合は、特許出願から 6 か月以内（又は、請求により登録官に許された 6 か月以上の期間）の間に所定の様式で陳述を提出しなければならない。（南アフリカ特許規則第 33A 条 1 項）。

また、前述の証明としては、生物多様性法第 7 章により発行された許可の写し、該当する場合には、生物多様性法第 82 条 2 項 b 号（ii）、又は第 83 条 3 項 b 号に定める利益配分協定の証明等のいずれかを提出しなければならない（南アフリカ特許規則第 33A 条 2 項）。

所定の様式でされた陳述に、重大かつ出願人に既知である虚偽の陳述又は表示が含まれる場合、又は陳述又は表示がなされた時点において、虚偽であることが合理的に既知であったとみなされる場合には、何人も係る特許の取消を申請することができるとされている（南アフリカ改正特許法第 61 条）。

¹⁰³ 平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究報告書」, 186～188 頁
https://www.aippi.or.jp/pdf/hokoku/h27/h27_report_05.pdf

(8) インドネシア

(a) CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置¹⁰⁴

利用国措置は定められていない。

提供国措置として、ABS に関する名古屋議定書の批准に関する 2013 年法律第 11 号、環境林業大臣規則 2018 年 212 号が制定されている。

(対象者と義務内容)

遺伝資源 (※) の利用者たる外国の申請者は、権限ある当局 (天然資源生態系保全局総局長) へのアクセス許可申請をし、アクセス許可証を得る。

(※) 植物、動植物、微生物、またはその他に由来する、すべての遺伝素材及び／又は遺伝情報及び／又は科学情報で、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的単位を持つものを意味し、派生物を含む。

遺伝資源に関する伝統的知識も対象である。

利用目的が、学術的、技術開発、バイオプロスペクティング、産業への応用又は商業利用である場合に適用される。

(利益配分)

非金銭的利益、及び金銭的利益の配分に含まれる内容を規定内で整理。

PIC において、利益配分の該当項目をチェック形式で記載。

MAT において、利益配分の合意内容を示す。

(罰則等)

PIC/アクセス許可/素材移転契約違反に対して罰則が課せられ、活動の一時停止及び／又は (アクセスした野生種遺伝資源、伝統的知識の素材、そこから作られた派生製品及び使用した機材の) 差押えが執行される。

(b) 知的財産制度との関係¹⁰⁵

2016 年に改正されたインドネシア特許法においては、その第 26 条において、

① 発明が、遺伝資源及び／又は伝統的知識に関する及び／又は由来する場合には、明細書において当該遺伝資源及び／又は伝統的知識の起源が明瞭且つ真実に記載され

¹⁰⁴ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 18 頁

<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

¹⁰⁵ インドネシア特許法 (2016 年法律第 13 号改正)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

なければならない。

- ② ①における遺伝資源及び／又は伝統的知識に関する情報は、政府認定の公的機関により確定される。
- ③ ①における遺伝資源及び／又は伝統的知識の利益の配分及び／又は入手は、遺伝資源及び伝統的知識の分野における法律の規定及び国際協定の定めに従って行わなければならない。

この26条の規定は、第54条により、実体審査の対象となる。

なお、政府の逐条解説によれば、第1項で明細書中に遺伝資源及び／又は伝統的知識の由来を記載する理由は、遺伝資源及び／又は伝統的知識が他国のものと認知されないようにすることと、アクセスと利益配分（ABS）を支援するためとされている。

（9）ブラジル

（a）CBD 及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置¹⁰⁶

利用国措置は定められていない。

提供国措置として、2015年5月20日付の法令13123号、2016年5月11日付の政令8772号が定められている。

（対象者と義務内容）

遺伝遺産（※）の利用者は、遺伝遺産管理委員会（CGen）への登録、商業的利用は CGen へその旨の通知及び MAT を提出する義務がある（国外機関は国内機関と共同申請をする義務がある）。

（※）独自の概念を用いた規定により名古屋議定書よりも広い。

遺伝遺産：生物の遺伝情報、代謝物質を含む。

事前の同意：先住民・伝統的地域社会による正式な同意、

遺伝遺産の取得：遺伝遺産について行う研究または技術開発

（利益配分）

最終製品又は繁殖素材の最終生産者が利益配分を行う。遺伝遺産の利用については、金銭的・非金銭的利益配分のいずれかを利用者が選択できる。

金銭的利益配分は最終製品の純収入の1%である（軽減されるセクターあり）。

（罰則等）

¹⁰⁶ 「諸外国における国内措置の整備状況」, 11 頁
<http://abs.env.go.jp/pdf/3-1.pdf>

違反は警告、罰金、遺伝遺産等の押収、最終製品・繁殖素材の生産停止等の措置がとられる。

(b) 知的財産制度との関係¹⁰⁷

2013年3月18日にブラジル産業財産庁がブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを伴う特許に関する規定、決議 69/2013 を発行した。

同決議によると、2000年6月30日以降のブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを伴う発明に関する特許出願の出願人は、ブラジル産業財産庁に通知しなければならない。通知には遺伝財産の出所及び関連するアクセス番号を含む必要がある。また、遺伝財産へのアクセス承認の許可が取得できなかった場合は、その旨を通知する必要がある。通知は、同決議に付属する特定の様式によって行う。

また、同第3条では、ブラジル産業財産庁がオフィスアクションを通して、アクセスがあったか否か及びアクセスに関する情報を求めることが可能になった。オフィスアクションが発行された場合、出願人は60日以内に応答しなければならず、応答しない場合、出願はブラジル産業財産法第34条に基づいて拒絶される。

4. まとめ

以上、遺伝資源を巡り、国際フォーラムでの議論及び各国（日本、米国、欧州（EU）、中国、韓国、インド、南アフリカ、インドネシア、ブラジル）の制度等の動向をまとめているが、以下では、国際フォーラムでの議論の対立構造や論点等を踏まえながら、各国の制度等について、比較・分析を行う。

まず、CBD及び名古屋議定書に関する国内法令及び行政措置について各国の制度を比較すると、

(1) 適用対象については

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 遺伝資源 | 日本、EU、韓国、 |
| ② 派生物を含む国（※） | インド、南アフリカ、インドネシア、ブラジル |
| ③ 遺伝情報を含む国（※※） | インドネシア、ブラジル |
- というように、大きな差異が見られる。

(※) この問題については、名古屋議定書に至る過程でも、先進国と途上国の間で激しい意見の対立があり、途上国は遺伝資源に加えて、派生物についても対象とするように強く主張してきたところである。

(※※) 最近、議論になっている前述の「DSI」という用語については論争があり、一部の途上国は「遺伝情報」「自然情報」とさらに広くとらえることを主張し、日

¹⁰⁷ カラベト・ホベルト「ブラジル特許出願における遺伝資源に関する方式指令と実務上の対応」
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2020/06/981de5e97b96c5b5a22bb81ead412726.pdf>

IV. WTO/TRIPS 理事会及び WIPO における議論の動向等

1. TRIPS 理事会に関する動向

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2020 年の通常会合においては、従前 TRIPS 理事会で取り上げられている（1）TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係、（2）知的財産とイノベーション、（3）知的財産と公共の利益、（4）TRIPS 協定第 66.2 条に基づく技術移転奨励措置、（5）ノン・バイオレーション（非違反申立て）等の議題について議論がされると共に、（6）新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）に対する知的財産分野での対応、（7）COVID-19 の予防、封じ込め、治療に向けた TRIPS 協定上の一部の義務の免除を求める提案、（8）LDC に対する TRIPS 協定第 66.1 条に基づく経過期間延長要請等、COVID-19 感染拡大の影響を受けた議題についても議論が行われた。以下、上記（1）～（8）の議論の概要を説明する。

（1）TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12 (b) 及び 19) において、1993 年に発効した生物多様性条約（CBD : Convention on Biological Diversity）と TRIPS 協定の関係について、検討を行うことが合意された。

2020 年の通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。加えて、10 月の通常会合においては、ジンバブエの提案により招聘された WIPO 事務局より、政策策定支援や伝統的知識等の法令に関するデータベース整備等の活動内容について紹介があった。

これに対して、日本、米国、カナダ、豪州等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）が本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。

議長からは、必要に応じた非公式な二国間協議や具体的な解決案の提示などが推奨された。

(2) 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月の通常会合以来議論が行われている。

2020年は、「MSMEの競争力の向上」を通年テーマとし、「商標によるMSMEの競争力の形成」「様々な知的財産の包括的保護を通じたMSMEの競争力向上」を会合毎のサブテーマとして議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス、豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組について共有されると共に、先進国のみならず、フィリピン、エクアドル、エルサルバドル等の途上国からも知財活用のための取組等が共有される等、全体を通して本議題の重要性が広く認識される形となった。なお、我が国は、10月の通常会合のサブテーマを提案する共に、コンセプトペーパーの起草を行っている（IP/C/W/667）。

一方で、10月の通常会合においては、インドより、共同提案国作成のコンセプトペーパーに対し、IPポートフォリオの保護やエンフォースメント等による技術移転における負の影響等について質問がなされたほか、TRIPS理事会は、特許と営業秘密といった知財の相乗効果についての議論をする場にはふさわしくない旨の発言がなされた。

(3) 知的財産と公共の利益

本議題は、2017年6月のTRIPS理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラ一条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。

2020年の通常会合では、著作権の制限及び例外（TRIPS協定13条）におけるスリーステップテストに関連する各国の取組、COVID-19の対応に関連した特許以外の領域（AI、3Dプリントのような技術や、データ、営業秘密等）におけるTRIPS協定の柔軟性適用の可能性について議論を実施した。

前者（著作権の制限及び例外）については、南アフリカ、インド及びインドネシアから、各国の取組や経験に関する情報共有の要請があり、台湾及び中国から各国の法令について紹介がなされる一方、スイスからは、スリーステップテストの解釈とWTO協定上の法的義務との関係を議論することはTRIPS理事会の所掌ではなく、紛争解決機関（DSB）で議論すべきとの発言がなされた。

後者（特許以外の領域におけるTRIPS協定の柔軟性）については、途上国からは、知的財産は医薬品の研究開発や供給等に障壁をもたらし得るものであり、TRIPS協定の柔軟性によりこのような障壁を取り除くべきであること等の主張がなされた。

これに対し、日本、米国、EU、スイス、カナダ等の先進国からは、医薬品等の発明を促進するうえでの知的財産制度の重要性、COVID-19の対応における自発的なライセンス等ボランティアベースでの取組の必要性、ドーハ宣言の柔軟性に係る議論における、知的財

産の保護と公衆衛生の保護のバランスを考慮する必要性等について主張がなされた。

(4) TRIPS 協定第 66.2 条に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66.2 条に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたもの。

2020 年の通常会合では、LDC が特に積極的に議論に参加し、農業・エネルギーなどの分野で LDC の優先順位が高いことを表明すると同時に、円滑な技術移転実施のため LDC 及び先進国双方にフォーカルポイントを設置することや、LDC からのフィードバックが盛り込まれるよう報告書フォーマットを変更すること、及び、第 66.2 条における技術移転の奨励措置と第 67 条の技術協力とを明確に区別すべきこと等、評価メカニズムに関する提案及び主張がなされた。

一方、先進国側からは、LDC における技術移転にかかるニーズは様々で画一的な奨励措置の実施は困難であり、その促進のためには LDC における知財制度の整備を含む環境整備や、技術移転の強制ではなく相互に合意された自発的な技術移転が重要である点について主張がされた。

(5) ノン・バイオレーション（非違反申立て）

ノン・バイオレーション（非違反申立て）とは、協定上の義務に違反しないものの、ほかの加盟国の利益を無効化又は侵害する措置について紛争解決手続の対象とすることを認めるものである（GATT 第 23 条第 1 項（b））。ウルグアイラウンドの交渉においては、TRIPS 協定にも GATT のノン・バイオレーションの規定を適用させるか否かが論点とされたが、各国の懸隔が埋まらず、TRIPS 協定第 64 条には、GATT のノン・バイオレーションの規定の TRIPS 協定への適用についてモラトリウムが規定された。また、同モラトリウムは累次の閣僚会議/一般理事会で延長されており、2017 年の第 11 回閣僚会議（MC11）では「2019 年の次回会合」まで同モラトリウム期間が延長された。その後、WTO 一般理事会（2018 年 7 月）において、第 12 回閣僚会議（MC12）の開催を 2020 年 6 月に延期されたところ、2019 年 12 月の一般理事会で MC12 までの間、TRIPS 協定にノン・バイオレーションを適用しないことが決定されている（その後、COVID-19 の感染拡大を受けて、MC12 は 2021 年中の開催に再延期されている）。

2020 年の通常会合においても、モラトリウム延長賛成派の各国からは従来の立場のとおり、法的不安定性等を理由にノン・バイオレーションを TRIPS 協定に適用することに懸念が示され、延長反対派である米国及びスイスからも、従前の立場のとおり、TRIPS 協定の規定の文言を踏まえればノン・バイオレーションが TRIPS 協定に適用されるべきとの主張がなされたため、議論は平行線のままコンセンサスは形成されず、引き続き MC12 に向

けて議論を継続することとなっている。

(6) COVID-19 に対する知的財産分野での対応

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS 理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、7月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置の情報交換を目的として新たに登録されたものである。7月及び10月の通常会合においては、各国から、COVID-19 への対応として自国で取られている知財関連の措置等¹⁰⁸について紹介がなされたほか、本議題の扱いについて、南アフリカ、インド、チリ等からは、個別の国内措置に限定せず、COVID-19 が及ぼしている影響について IP landscape の観点から広い範囲で議論すべきとの主張がなされた。議長からは、国内措置の紹介に留めるべきと主張する国と、より広い範囲で議論すべきと主張する国があり、本議題を常設とすることは依然センシティブであるため、次回もアドホックな議題とする旨発言があった。

(7) COVID-19 の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS 協定上の一部の義務の免除を求める提案

インド及び南アフリカから、COVID-19 対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、2020年10月2日付けで TRIPS 理事会に対し、COVID-19 の予防、封じ込め及び治療のために TRIPS 協定の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）について当面¹⁰⁹免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされたことを受け、10月の通常会合にて議論を実施。本提案に対し、賛成国（提案国、バングラデシュ、スリランカ等）と反対国（我が国、米国、EU、英国、加、豪、伯、智、エクアドル等）とが対立し、また、少なくとも数の国が立場を保留しており、累次の公式及び非公式の TRIPS 理事会で議論が行われたが、コンセンサスは形成されていない（なお、2021年2月末時点で、インド、南アフリカに加え、ケニア、エスワティニ、パキスタン、モザンビーク、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、ジンバブエ、エジプト、LDC グループ及びアフリカグループが共同提案国入りしている。）。2020年12月10日の TRIPS 理事会公式会合において、同提案についてコンセンサスに至っていないこと、及び TRIPS 理事会において議論を継続することを一般理事会に報告することで各国が合同意し、同内容は合同意した内容のとおり 2020年12月17日、18日の一般理事会に報告された。2021年2月23日の TRIPS 理事会公式会合においても、同様の内容について同年3月の一般理

¹⁰⁸ 各国の COVID-19 関連措置一覧は、WTO 事務局が公表しているウェブサイトで確認可能 (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_ip_measure_e.htm)。

¹⁰⁹ 当該義務免除は、ワクチンが世界的に拡大し、世界人口の大半が免疫を獲得するまで継続されるべきであるとして、期間は義務免除が採択された日から起算して[X]年とすることを提案している (IP/C/W/669)。

事会に報告することで各国が合意している。

(8) LDC に対する TRIPS 協定第 66.1 条に基づく経過期間延長要請

TRIPS 協定第 66.1 条に基づく経過期間は、これまで 2 回、2005 年 11 月 29 日及び 2013 年 6 月 11 日に延長されており、当該期間の延長は、LDC からの正当な理由のある要請に基づいて、TRIPS 理事会が認めることとなっている。本議題は、チャド (LDC グループ代表) から、2021 年 7 月 1 日を期限とする LDC 経過措置に関し、期限の延長 (終期の明示無し) 及び LDC を卒業した場合にも卒業の日から 12 年間、TRIPS 協定の規定 (第 3 条から 5 条を除く) を適用しない旨提案がなされたことを受け (IP/C/W/668)、10 月の通常会合から新たに登録されたもの。

10 月の通常会合においては、提案国であるチャド (LDC グループ代表) から、LDC は財政的、経済的及び行政的な制約等未だ多くの困難に直面しており、国際貿易の文脈において最も弱い立場である状況は変化していないこと、COVID-19 感染拡大に関連する様々な措置により、LDC の国内財源の不足、高い債務水準及び脆弱な医療制度等の状況は明らかに悪化しており、経済発展に長期的な影響を与える可能性があること、LDC において実行可能な技術を創出するためには TRIPS 協定上の柔軟性が必要であること等、提案趣旨の説明がなされた。

本提案に対し、中国、南アフリカ、インドネシア、インド、ナイジェリア等の途上国側からは、COVID-19 禍の LDC において産業及び技術セクター等を成長させるためには継続した TRIPS 協定からの義務免除が必要であること等を理由として、当該期間の延長を支持する発言があり、EU 及び英国からは、経過期間延長への支持と併せて、引き続き議論することにオープンである旨も言及がなされた。

これに対し、日本及びスイスからは、TRIPS 協定の義務履行に向けた取組を進めるインセンティブの確保や、知財制度の経済発展への寄与の観点から今後の検討において適切に考慮されることを期待する旨、本提案に係る更なる議論に対してオープンである等の発言がなされたほか、米国からは、本提案への関与の可能性を探るべく検討中である旨言及がなされた。

本会合ではコンセンサスは形成されず、次回通常会合においても議論を継続することとなっている。

2. TRIPS 協定に関連する WTO 紛争案件

(1) 紛争案件一覧

TRIPS 協定発効から 2021 年 1 月末までの同協定に関連する紛争処理案件としては、42 件の協議要請がなされ、うち 20 件のパネルが設置された。

No.	案件	申立国	協議要請	状況
1	日本の外国レコードの遡及保護	米国(DS28)	1996.2	終了
		E U(DS42)	1996.5	終了
2	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国(DS36)	1996.4	終了
3	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国(DS37)	1996.4	終了
4	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国(DS50)	1996.7	終了
		E U(DS79)	1997.4	終了
5	インドネシアの自動車関連措置	米国(DS59)	1996.10	終了
6	アイルランド及びE Uの著作権及び著作隣接権	米国(DS82)	1997.5	終了
7	デンマークの知的財産権の権利行使	米国(DS83)	1997.5	終了
8	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国(DS86)	1997.5	終了
9	カナダの医薬品の特許保護	E U(DS114)	1997.12	終了
10	E Uの著作隣接権付与に係る措置	米国(DS115)	1998.1	終了
11	E U及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国(DS124)	1998.4	終了
		米国(DS125)	1998.4	終了
12	E Uの医薬品及び農薬の特許保護	カナダ(DS153)	1998.12	協議要請
13	米国の著作権法 110 条 5	E U(DS160)	1999.1	終了
14	カナダの特許保護期間	米国(DS170)	1999.5	終了
15	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国(DS171)	1999.5	終了
16	E Uの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国(DS174)	1999.6	終了
		豪州(DS290)	2003.4	終了
17	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	E U(DS176)	1999.6	終了
18	米国の 1930 年関税法 337 条	E U(DS186)	2000.1	協議要請
19	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国(DS196)	2000.5	終了
20	ブラジルの特許保護	米国(DS199)	2000.5	終了
21	米国の特許法	ブラジル (DS224)	2001.1	協議要請
22	中国の知的財産の執行に関する問題	米国(DS362)	2007.4	終了
23	中国の金融情報に係る配信規制	E U(DS372)	2008.3	終了
24	E U及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド (DS408)	2010.5	協議要請
		ブラジル (DS409)	2010.5	協議要請

No.	案件	申立国	協議要請	状況
25	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ (DS434)	2012.3	終了
		ホンデュラス (DS435)	2012.4	終了
		ドミニカ共和国 (DS441)	2012.7	終了
		キューバ (DS458)	2013.5	終了
		インドネシア (DS467)	2013.9	終了
26	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール (DS526) 【対 UAE】	2017.7	一時停止
		カタール (DS527) 【対バーレーン】	2017.7	協議要請
		カタール (DS528) 【対サウジアラビア】	2017.7	協議要請
27	中国の知的財産権保護に関する措置	米国 (DS542)	2018.3	停止
28	中国の技術移転に関する措置	E U (DS549)	2018.6	協議要請
29	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール (DS567)	2018.10	上訴
30	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	E U (DS583)	2019.4	小委員会 設置
31	日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置	韓国 (DS590)	2019.9	小委員会 設置

(2) 紛争案件概要

TRIPS 協定に関連する紛争案件のうち、日本が当事国となった案件、小委員会（パネル）が設置された案件、2021年1月末の時点で係争中の案件の概略につき紹介する。

※以下の各案件の左の数字は、前記表の案件No.を示す。

1 日本¹の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28、EU申立：DS42）

（協議要請の理由）

日本は、1971年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは、TRIPS

協定第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）に違反する。

その後日本は、政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護範囲を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行うパネルの設置に至らずに紛争処理は終結した。

- 1996. 2. 9 米国が協議要請
- 96. 5.24 EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）
- 97. 1.24 日米二国間合意により妥結

4 インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）

（協議要請の理由）

インドは、医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは、TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 70 条 8 項（医薬品等の経過期間中の特許出願）、同 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

- 1996. 7. 2 米国が協議要請（EU 第三国参加）
- 96.11.20 小委員会設置（EU 第三国参加）
- 97. 9. 5 小委員会報告配布
- 98. 1.16 上級委報告採択
- 99. 1.20 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

4' インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（EU 申立：DS79）

（協議要請の理由）

米国の理由と同じ。

- 1997. 4.28 EU が協議要請
- 97.10.16 小委員会設置（米国第三国参加）
- 98. 9.22 小委員会報告採択

5 インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）

（協議要請の理由）

インドネシアは、一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条（最恵国待遇、内外無差別）、TRIM（貿易関連投資措置）協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条（内国民待遇、商標の要件）等に違反する。

- 1996.10. 8 米国が協議要請

97.7.30 小委員会設置

98.7.23 小委員会報告採択 (TRIPS 協定部分は、証拠不十分で違反の認定せず。)

9 カナダの医薬品の特許保護 (EU申立 : DS114)

(協議要請の理由)

カナダの特許法等は、医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象)、第 28 条 (特許の権利)、第 33 条 (特許期間) に整合的でない。

その後、カナダは、パネル報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

1997.12.19 EUが協議要請

98.11.12 EUが小委員会設置要請

99.2.1 小委員会設置

2000.4.7 小委員会報告採択

00.6.20 勧告実施期間について仲裁に付託

00.10.7 仲裁勧告

12 EUの医薬品及び農薬の特許保護 (カナダ申立 : DS153)

(協議要請の理由)

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象) に違反する。

1998.12.2 カナダが協議要請

13 米国の著作権法第 110 条 5 (EU申立 : DS160)

(協議要請の理由)

米国著作権法第 110 条(5)は、一定の状況下では、ロイヤリティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される“home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条 2(1)、第 11 条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を遵守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項 (ベルヌ条約との関係) に違反する。

1999.1.26 EUが協議要請

99.4.15 EUが小委員会設置要請

99.5.26 小委員会設置

2000.7.27 小委員会報告採択

- 00.11.22 勧告実施期間について仲裁に付託
- 01. 1.15 仲裁勧告
- 01.10.12 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告

14 カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）

（協議要請の理由）

カナダ特許法は、1989年10月以前の出願に関し、特許成立の日から17年間しか保護しておらず、出願の日から20年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第33条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第70条7項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

- 1999. 5. 6 米国が協議要請
- 99. 7.15 米国が小委員会設置要請
- 99. 9.22 小委員会設置
- 2000. 5. 5 小委員会報告配布
- 00. 6.19 カナダが上訴
- 00.10.12 上級委報告採択

16 EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174、豪州申立：DS290）

（協議要請の理由）

欧州委員会規則2081/92は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同一の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このようなEC規則は、TRIPS協定第3条（内国民待遇）、第16条（商標について与えられる権利）、第24条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

- 1999. 6. 1 米国が協議要請（カナダ第三国参加）
- 2003. 4.17 豪州により協議要請
- 03. 8.18 米国、豪州によりパネル設置要請
- 03.10. 2 小委員会設置（NZ、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）
- 05. 3.15 小委員会報告配布
- 05. 4.20 小委員会報告採択

17 米国の 1998 年オムニバス法第 211 条 (EU 申立 : DS176)

(協議要請の理由)

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42～62 条の義務に整合的でない。

- 1999. 6. 8 EU が協議要請
- 2000. 6. 30 EU が小委員会設置要請
- 00. 9. 26 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア 第三国参加)
- 01. 8. 6 小委員会報告配布
- 01. 10. 4 EU が上訴 (10. 19 米国も上訴)
- 02. 2. 1 上級委報告採択

18 米国の 1930 年関税法第 337 条 (EU 申立 : DS186)

(協議要請の理由)

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT のパネルで検討されている。2 度目の 1989 年のパネルでは、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国はパネルの結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在すると共に、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

- 2000. 1. 12 EU が協議要請 (カナダ、日本 第三国参加)

20 ブラジルの特許保護 (米国申立 : DS199)

(協議要請の理由)

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

- 2000. 5. 30 米国が協議要請
- 01. 1. 9 米国が小委員会設置要請
- 01. 2. 1 小委員会設置 (日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ 第三国参加)
- 01. 7. 5 米・ブラジル二国間合意により妥結

21 米国の特許法 (ブラジル申立 : DS224)

(協議要請の理由)

米国特許法（第 8 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

2001. 1.31 ブラジルが協議要請

22 中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続き及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

2007. 4.10 米国が協議要請

07. 8.13 米国が小委員会設置要請

07. 9.25 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

2009. 1.26 小委員会報告配布

09. 3.20 小委員会報告採択

2010. 3.19 中国が勧告履行を報告

10. 4. 8 米中がシーケンス合意

24 EU及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408、ブラジル申立：DS409）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関するEU及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS31 条等に整合的でない。

2010. 5.11 インドが協議要請

2010. 5.12 ブラジルが協議要請

25 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置（ウクライナ申立:DS434、ホンジュラス申立：DS435、ドミニカ共和国申立：DS441、キューバ申立：DS458、インドネシア申立：DS467）

(協議要請の理由)

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT 第3条(内国の課税及び規制に関する内国民待遇)、TRIPS 協定第2条1項(知的所有権に関する条約)、第3条1項(内国民待遇)、第15条(保護の対象)、第16条(与えられる権利)、第20条(その他の要件)、第22条2項(b)(地理的表示の保護)、第24条3項(国際交渉及び例外)、TBT 協定第2.2条(強制規格の必要性)等に整合的でない。

- 2012. 3.13 ウクライナが協議要請
- 12. 4. 4 ホンジュラスが協議要請
- 12. 7.18 ドミニカ共和国が協議要請
- 12. 9.28 ウクライナの要請を受け小委員会設置
(日本等 30 カ国以上第三国参加)
- 2013. 5. 3 キューバが協議要請
- 13. 9.20 インドネシアが協議要請
- 13. 9.25 ホンジュラスの要請を受け小委員会設置
(日本等 30 国以上第三国参加)
- 2014. 4.25 5つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定
- 14. 5. 5 統一の小委員会構成(日本等 30 カ国以上第三国参加)
- 2015. 5.28 ウクライナより DS434 に関し手続停止要請。翌日パネルより認可
- 2016. 5.30 DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了
- 2018. 6.28 小委員会報告書配布
- 18. 7.19 ホンジュラスが上訴
- 18. 8.23 ドミニカ共和国が上訴
- 18. 8.27 小委員会報告書採択(キューバ申立: DS458、インドネシア申立: DS467)
- 2020. 6. 9 上級委員会報告書配布(ホンジュラス申立: DS435、ドミニカ共和国申立: DS441)
- 20. 6.29 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択(ホンジュラス申立: DS435、ドミニカ共和国申立: DS441)

26 カタールに対する経済孤立化措置(カタール申立: DS526(対 UAE)、DS527(対バーレーン)、DS528(対サウジアラビア))

(協議要請の理由)

アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアにおける、カタール国民が著作権等を有するテレビコンテンツに対する表示及びアクセス制限等は、TRIPS 協定第3条及び第4条に整合的でない。

- 2017. 7.31 カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請
- 17.10. 6 カタールが小委員会設置要請 (カタール申立：DS526 (対 UAE))
- 17.11.22 DS526 に関して小委員会設置 (日本等 20 カ国以上第三国参加)
- 2021. 1.18 DS526 に関して、カタールからの要請 (及び UAE の合意) により、小委員会が作業を停止することを決定

27 中国の知的財産権保護に関する措置 (米国申立：DS542)

(協議要請の理由)

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)及び第 28 条 2 項に整合的でない。

- 2018. 3.23 米国が協議要請 (日本は第三国参加)
- 18.10.18 米国が小委員会設置要請
- 18.11.21 小委員会設置 (日本を含む 15 カ国第三国参加)
- 2019. 6. 3 米国が小委員会での紛争審理の一時中断 (2019.12.31 まで) を要請
- 19. 6. 4 中国が紛争審理一時中断に合意
- 19. 6.12 小委員会が紛争審理一時中断を許可
- 19.12.23 米国が小委員会での紛争審理の一時中断 (2020.2.29 まで) を要請
- 19. 1. 8 小委員会が紛争審理一時中断を許可
- 2020. 3. 2 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長 (2020.5.1 まで) を要請
- 20. 3. 2 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
- 20. 5. 5 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長 (2020.5.31 まで) を要請
- 20. 5. 6 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
- 20. 6. 8 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長 (2020.6.まで) を要請
- 20. 6.18 米国からの要請 (及び中国の合意) により、2020.6.8 から発効する DSB に基づき、小委員会が作業を停止することを決定

28 中国の技術移転に関する措置 (E U申立：DS549)

(協議要請の理由)

中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制等は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)、第 33 条、第 39 条 1 項及び 2 項、GATT 第 10 条 3 項(a)及び中国加盟議定書 2(A)2 等に整合的でない。

- 2018. 6. 1 E Uが協議要請 (日本は第三国参加要請)

19.1.9 EUが協議要請書を改正（主張内容を拡大）

29 サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置（カタール申立：DS567）

（協議要請の理由）

サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第3条1項、第4条、第9条、第14条3項、第16条1項、第41条1項、第42条及び第61条に整合的でない。

- 2018.10.1 カタールが協議要請
- 18.11.9 カタールが小委員会設置要請
- 18.12.18 小委員会設置（日本を含む15カ国第三国参加）
- 2020.6.16 小委員会報告書配布
- 20.7.28 カタールが上訴

30 トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置（EU申立：DS583）

（協議要請の理由）

トルコによる、医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置、すなわち、局地化要求、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第3条1項、第27条1項、第28条2項、第39条1項及び第39条2項に整合的でない。

- 2019.4.2 EUが協議要請
- 19.8.5 EUが小委員会設置要請
- 19.9.30 小委員会設置（日本を含む10カ国第三国参加）

31 日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置（韓国申立：DS590）

（協議要請の理由）

日本が導入した、使用許諾方針や手続等の韓国向け輸出管理、すなわち、主にスマートフォン、TV ディスプレイ及び半導体の生産過程において使用されるフッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素及び関連技術の輸出管理に関する措置は、TRIPS 協定第3条1項、第4条1項及び第28条2項に整合的でない。

- 2019.9.11 韓国が協議要請
- 2020.6.28 韓国が小委員会設置要請
- 20.7.29 小委員会設置（13カ国第三国参加）

3. WIPO における議論の動向 ～2020 年 2 月以降の動き～

2020 年 2 月以降の WIPO 関連会合の議論の動向を報告する。

目次

- (1) 加盟国総会
- (2) 特許法常設委員会 (SCP)
- (3) PCT 作業部会
- (4) 商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会 (SCT)
- (5) マドリッド作業部会
- (6) ハーグ作業部会
- (7) 著作権等常設委員会 (SCCR)
- (8) WIPO 標準委員会 (CWS)
- (9) エンフォースメント諮問委員会 (ACE)
- (10) 開発と知的財産に関する委員会 (CDIP)
- (11) 遺伝資源等政府間委員会 (IGC)

(1) 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 60 回総会（臨時）は 2020 年 5 月に、第 61 回総会は 2020 年 9 月に開催された。

<第 60 回総会（臨時）>

第 60 回総会は、次期事務局長（DG）を任命するために臨時で書面手続きにより実施された。2020 年 3 月 4 日開催の WIPO 調整委員会により次期 DG 候補に指名されたダレン・タン氏（シンガポール知財庁長官（当時））を次期 DG として任命した。同氏は 2008 年より DG を務めたフランシス・ガリ氏の後任として、2020 年 10 月 1 日から 6 年間 DG を務める。

<第 61 回総会>

第 61 回総会では、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の影響に対する対応、監査・監督に関する事項や PBC の報告、今次総会で議論が見送られた議題を扱う臨時総会の招集、高位幹部の任期延長を含む職員関連の議題等が議論された。

(a) 一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU等の共同体、各加盟国、オブザーバーが参加した。糟谷長官がビデオ演説により、WIPOに対する日本の期待と貢献を示した。また、日本知的財産協会(JIPA)の戸田理事長が同じくビデオ演説により、JIPAのWIPOへの貢献意思を表明した。ガリ DG は、WIPO が所管する条約への 400 以上の加入や、北京条約やマラケシュ条約の発効等により、DG 在任の 12 年で WIPO は大いに発展したこと、COVID-19 の拡大にもかかわらずグローバル IP システムは機能し続けていること等を発言した。タン次期 DG は、一般演説等で示された各加盟国の次期 DG に対する信頼、ガリ DG の業績とリーダーシップ、DG 交替に係る WIPO 職員の努力に、謝意を表した。

(b) 2021 年臨時会合の招集

今次総会で議論しないこととされた議題を取り上げる臨時会合について、2021 年の前半にこれを開催するよう DG に要請することになった。臨時会合の議題や開催形式については引き続き調整される。

(c) 監査・監督に関する事項、PBC の報告

外部監査機関、独立諮問監査委員会 (IAOC)、内部監督部 (IOD) は、監査・監督の結果を報告した。事務局は、第 31 回 PBC 会合の結果を報告した。WIPO 外部事務所のレビューの手順等を次回 PBC 会合にて決定することを含む、全ての PBC からの提案が承認された。

(d) マドリッド同盟

国際事務局と名義人との間の手段として、国際出願書類等への電子メールアドレス表示を義務化する規則改正が採択された。規則は 2021 年 2 月 1 日に発効する。我が国は、書面により各種書類を受理することを選好するユーザーも未だ多く存在することに留意する必要があること、電子メールアドレスの表示が義務化された場合であっても、国際出願日に影響を与えることは適切ではないこと、具体的な運用について事務局と事務レベルで調整する必要があることに留意すべき旨、指摘した。

(e) ハーグ同盟

国際事務局と名義人との間の手段として、国際出願書類等への電子メールアドレス表示を義務化する規則改正が採択された。規則は 2021 年 2 月 1 日に発効する。我が国は、電子メールアドレスの表示が義務化された場合であっても、当該表示を欠いた場合に、国際出願日に影響を与えることは適切ではないと指摘した。事務局は、本規則改正は国際出

願日に影響を及ぼすことを意図するものではないと回答した。

また、副議長は、昨年9月の総会以降、サンマリノ、ベトナム、サモア、イスラエル、メキシコがハーグ同盟に加入したことを紹介した。

(f) パリ同盟

緊急事態におけるパリ条約の優先権に関するガイダンスが採択された。このガイダンスは、優先期間そのものではなく、その関連規定に関して一定の指針を示し、各国がこれを参考として国内法令の範囲内での柔軟な対応を促すものである。

(g) 視聴覚的実演のための北京条約 (BTAP)

BTAPは、2020年1月28日に、締約国数が我が国を含め30ヶ国に達し、4月28日に発効した。BTAPの最初の締約国会合となる本会合では、手続規則等が採択された。

(h) 職員事項に関する報告

事務局は、職員の地域配分や男女比の均衡等に対する取組や、職員への倫理に関する啓発活動等の取組を報告した。

(i) 事務局次長 (DDG) ・ 事務局長補 (ADG) の再任命

COVID-19の影響による次期DDG・ADGの選定手続の遅延のため、9月末で任期が切れる現職DDG・ADGを12月末まで再任命する提案が承認された。なお、12月3日に開催された第79回調整委員会は、4名のDDG候補と夏目健一郎氏を含む4名のADG候補について審議を行い、DDGを承認するとともに、ADGに好意的な助言を行うことを全会一致で決定した。新たなDDG及びADGは2021年1月1日に就任している。

(2) 特許法常設委員会 (SCP)

特許法常設委員会 (SCP) では2000年～2005年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後3年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、第16回以降、ファクトファイディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質 (異議制度を含む) 」及び「秘匿特権」 (以上主に先進国の関心事項) 、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」 (以上主に途上国の関心事項) の5項目に関して議論が行われてきた。

2020年12月には、第32回会合が開催された。本会合においては、引き続き上記の5項目に関して議論を行うとともに、各国の知見や経験の共有を目的とするシェアリングセッションが開催された。

(a) 「特許権の例外と制限」

事務局が作成した先使用権に関する作業文書に基づいて議論が行われた。複数の途上国が、先使用権に関する更なる研究の必要性を主張した。また、複数の先進国が、特許権の例外と制限については、公衆と特許権者の利益とのバランスを十分に考慮しながら議論すべき旨を主張した。今後の作業として、先使用権について引き続き議論を行うことに合意した。

(b) 「特許の質（異議制度を含む）」

事務局は、前回会合における、AIの特許審査への活用に関するシェアリングセッションの内容をまとめた作業文書について説明した。我が方は、AI関連発明の特許性に関するシェアリングセッションにおいて、AI関連発明の出願状況や、その審査に関するJPOの取組を紹介した。また、EPO、スペイン、フランスが、各庁の取組について、WIPOが、累次実施しているAIと知財に関する対話の成果を紹介した。ブラジルとスペインが、化学分野に特化した開示の十分性に関する研究を行うブラジル提案に、研究対象として微生物とAIを加えてブラジル・スペインの共同提案とした作業文書を説明した。米国は、過去SCPにおいて開示の十分性について何度も議論されていることや、提案された研究の対象が明確でないことを理由として、現時点では本提案を支持しない旨を述べた。今後の作業として、特許付与プロセスの品質へのアプローチ、及び、開示の十分性に関するブラジルとスペインの共同提案について引き続き議論を行うとともに、次回会合において特許審査におけるAIの活用に関するシェアリングセッションを開催することに合意した。

(c) 「特許と健康」

複数の国が、COVID-19パンデミック下においてワクチンなどの開発が急がれるなか、特許権の保護は発明者のインセンティブを高める上で重要である旨発言した。医療技術における特許ライセンス条項の種類に関するシェアリングセッションにおいて、複数の国が、この条項に関する議論が重要である旨を述べた。また、日本弁理士会は、COVID-19の収束に貢献する行為について、特許権等の権利行使を行わないことを宣言した「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」を紹介した。カナダは、同国における医薬品に関する特許情報データベースを紹介した。今後の作業として、医薬品及びワクチンに係る特許情報データベースに関する取組のアップデートについて報告する機会を設け、特許と医療製品及び健康技術へのアクセスに関する既存の研究目録について引き続き議論を行うことに合意した。

(d) 「秘匿特権」

事務局が、前回会合における秘匿特権に関するシェアリングセッションの結果をまとめ

た作業文書について説明した。複数の先進国が、秘匿特権の重要性と、ソフトローアプローチが適当である旨を述べた。今後の作業として、最近の動向とこれまでの経験について引き続き議論を行うことに合意した。

(e) 「技術移転」

米国が、知財マーケット・プラットフォームを通して、利便性の高い米国特許情報を提供していることを紹介した。我が方は、シェアリングセッションにおいて、技術移転に関する国内外の取組を紹介した。事務局が、加盟国から提供される情報をまとめた作業文書について説明した。今後の作業として、各国の取組について引き続き議論を行うことに合意した。

(3) PCT 作業部会及び PCT 技術協力委員会

PCT 作業部会 (PCT-WG) は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。PCT 技術協力委員会 (PCT-CTC) は、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) の任命にあたり、PCT 同盟総会に助言を与える委員会である。2020 年の会合は当初 5 月の開催予定であったが、COVID-19 の影響で延期となり、寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で 10 月に開催された。

PCT-WG では、特許出願における塩基及びアミノ酸配列の配列表表記について 2022 年 1 月に予定されている WIPO 標準 ST.26 への移行に関し、電子形式での配列表の提出等を規定した PCT 規則改正について、次回 PCT 同盟総会への提案を承認した。

また、今般の COVID-19 蔓延の経験を踏まえ、緊急事態時に官庁の判断により出願人の手続期間の救済を可能とする制度を導入する PCT 規則改正案が EPO 等より共同提案されたが合意に至らず、次回作業部会において新たな修正提案が検討されることとなった。

PCT-CTC では、ユーラシア特許庁からの ISA 及び IPEA への任命申請に関して、同特許庁が提出した報告書に基づき議論が行われ、次回 PCT 同盟総会に対してユーラシア特許庁を ISA 及び IPEA として任命することを助言する旨が合意された。

(4) 商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会 (SCT)

SCT では、意匠・商標・地理的表示 (GI) の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論。2020 年 12 月には第 43 回が開催された。第 43 回会合では、以下について議論が行われた。

【意匠】

(a) GUI、アイコン、タイプフェイス/タイプフォントの意匠に関する調査

本調査票について、我が国を含む40の加盟国及び地域（以下、「加盟国等」）の知財庁から提出された回答を踏まえ事務局が行った分析の結果を示す文書を検討した。我が国からは、GUIの保護拡充を含む改正意匠法が2020年4月に施行され、新たな保護領域に係る画像意匠が2020年11月に国内で初めて登録されたことを紹介し、SCTの場でGUIの意匠保護の議論が更に深まることを期待する旨発言した。今次会合後、事務局は本調査票をリオープンし、更なる回答を受け付けることとなった。

(b) GUIの意匠保護に関する共同勧告作成提案

前回会合で米国及び我が国が共同提案した共同勧告案について、義務的な性質でないことを強調する等の修正を行った修正版の文書を元に検討した。イスラエルが本提案に対する支持を表明しコスポンサーとなることを申し出た一方、複数の国から、検討時間が不足しているため更なる議論を望む意見が述べられ、次回会合でも本提案に関する議論を継続することとなった。

(c) 国際博覧会出品製品の意匠保護に関する調査及び情報セッション

我が国を含む54の加盟国等から提出された回答を事務局が取りまとめた文書を元に検討。また、情報セッションでは、パリ条約第11条に基づき特定の国際博覧会において意匠に提供される仮保護に関する、①独・加・モルドバの各国知財庁での運用及び②米国・欧州のユーザーからの経験の共有がなされた。次回会合では本議題に関する作業を今後どのように進展させるか議論されることとなった。

(d) 優先権書類の電子的交換(DAS)に関する締約国の最新状況

事務局及び複数の加盟国から意匠分野におけるDAS導入の進捗と重要性が指摘された。

【商標】

(a) 国名・地名・国ブランドの保護

累次会合で議論されてきた①ジャマイカによる国名の保護に関する共同勧告案、及び②スイス等による商標における国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する審査ガイドライン採択の提案、並びに③ペルー及びエクアドルによる国ブランドの保護に関する各国制度の実態調査の提案について議論が行われた。①は、商標中に国名が含まれる場合、指定商品との関係で需要者に誤認のおそれがない場合であっても、その登録を認めないとするものであるが、需要者の誤認のおそれの有無に基づいて判断を行っている国々との懸隔

が埋まらず、次回会合で引き続き議論を行うこととなった。②は、国名及び国家的重要性のある地名を含む商標については、原則としてその登録を認めないことを規律した審査ガイドラインの採択を求める提案であるが、保護範囲が広すぎる点の検討やガイドラインの内容の精査・明確化が必要であるとして、次回会合で引き続き議論を行うこととなった。③は、第39回会合においてペルーが提案した「国ブランド」保護制度の創設に関連して、加盟国が「国ブランド」をどのように保護しているかについて制度・運用の調査を行うことを提案するものであり、今次会合においては調査結果について報告がなされた。調査票への回答が未提出の国も多いことから、事務局は調査票への回答受付を再開し、さらなる調査結果が次回会合において報告されることとなった。

(b) ドメインネームシステムの商標関連の側面に関する最新情報

本議題は、ICANNによりトップレベルドメイン（TLD）の拡大が行われているところ、それに伴い商標権者の権利が害されることへの懸念があることから、事務局に対して、TLD拡大における商標関連の側面に関する情報の提供を継続的に求めているものである。今次会合においても、事務局において、新ジェネリックトップレベルドメイン（新 gTLD）、ICANN 及びドメイン名紛争統一処理方針（UDRP）の取組等について作業文書が取りまとめられたが、時間の都合上、報告は省略された。

【地理的表示（GI）】

情報セッションでは、GI 登録要件の審査について、コロンビア、スイス、ニュージーランドの担当者から各国の制度・運用について説明があった。また、ドメインネームシステム（DNS）における GI の不正使用・登録の防止について、欧米の法律家による議論が行われた。次回も引き続き、情報セッションを行うことで合意し、GI 保護法（*sui generis*）又は商標制度における GI の審査等が議題として取り上げられる予定。

(5) マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則改正について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。2020年の会合は当初6月の開催予定であったが COVID-19 の影響で延期となり、寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で10月に開催された。

会合では、①代理人選任手続の簡素化、緊急事態による手続遅延の救済等の規則改正、②願書へ添付する標章に関して非グラフィカルなものも可能とすること、国際商標出願と基礎出願／登録との同一性に関する規則改正、③同一の商標であれば、締約国における国内登録を国際登録に置き換えることにより、複数の締約国において別個に存在する国内登録を国際登録として一元管理することを可能とする代替制度に関し、部分的な商品・役務

の国際登録による代替も可能であることを明確化する規則改正について、次回マドリッド同盟総会への提案を承認した。また、マドリッド制度の手続言語として中国語、ロシア語及びアラビア語を追加する提案については引き続き議論することとなった。

(6) ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定の共通規則の改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。2020年には、第9回会合が12月に開催された。第9回会合では、国際公表時期の延長の規則修正提案やCOVID-19関連規則修正提案について議論され、ハーグ同盟総会に提案することに合意した。なお、当初議論が予定されていたハーグ制度の手続言語としてロシア語及び中国語を追加する提案については、ハイブリット形式の会合での議論にそぐわないものとして、次回会合へ延期されることとなった。

(7) 著作権等常設委員会 (SCCR)

SCCRでは近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第39回SCCR（2019年10月）には、条約の概要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に条約前文（preamble）等を加えて条約案の体裁とした統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在（i）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

(8) WIPO 標準委員会 (CWS)

WIPO 標準委員会 (CWS) は、2009年9月の一般総会において、従前の情報技術常設委

員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の策定や現行 WIPO 標準の改正等について検討することを目的とした委員会である。

2020 年は 11-12 月に第 8 回会合を開催。同会合においては、Web API の新標準、マルチメディア標章の新標準、意匠表示の新標準、ST.26（配列表）の改定、ST.27（リーガルステータス）の改定等や、①XML4IP タスクフォース、②出願人名の標準化タスクフォースについて議論がなされた。

このうち、知的財産に関する電子出願やデータ交換を円滑化するための XML (Extensible Markup Language) の共通フォーマットの改修を目的とする①XML4IP タスクフォースについては、著作権及び地理的表示を含める大規模改修となる ST.96 バージョン 4.0 のリリース等、前回会合からの取組について報告がなされた。誤記や誤訳によって生じている出願人名称の表記揺れを是正し、出願人名称の統一の実現に向けた検討を行う②出願人名称標準化タスクフォースについては、各知財庁における出願人データ管理に関する事例の収集を開始した旨等が報告され、報告内容について特に異論は出なかった。また、タスクフォースに対して、次回会合に出願人データの質に関する勧告を提示するよう要請された。

（9）エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2019 年は 9 月に第 14 回会合が開催された。第 15 回会合は 2020 年 10 月に開催予定だったが 2021 年（日程未定）に延期となっている。

（10）開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会。2020 年 11 月には第 25 回が開催され、開発アジェンダの実施に関する事務局長（DG）報告書、国連の持続可能な開発目標（SDGs）等の実施に関する年次報告、技術支援に関するウェビナーの報告及び評価報告書、知的財産と開発について議論。

（a）開発アジェンダの実施に関する DG 報告書

ダレン・タン DG は、WIPO が主導する能力開発について、2019 年の実績として、132 の

途上国での 860 の技術支援を実施したこと、外部ステークホルダーとの協力に関し、年間を通じて国連の開発に関する活動に参加してきたこと、2019 年に知的財産と開発に関する最初の国際会議を主催したこと、WIPO GREEN などの取組を通じて民間団体とも協力してきたこと等を紹介した。いくつかの加盟国から公衆衛生の議論における WHO や WTO との協力の必要性を指摘し、それを受けて、事務局は、他の国際機関と引き続き積極的に連携していくと発言した。

(b) SDGs 等の実施に関する年次報告

事務局は、2019 年における WIPO の SDGs 達成に向けた取組を報告した。各加盟国は、貢献の継続や他の国連機関との連携を要請した。また、いくつかの加盟国から COVID-19 のワクチン及び医薬品の研究開発の促進と、手ごろな価格での医薬品アクセスの必要性への言及や COVID-19 に関するワクチンや医療技術への公平なアクセス及びそれらの開発に関する議論への WIPO の更なる関与の要請があった。

(c) 技術支援に関するウェビナーの報告及び評価報告書

第 23 回 CDIP において、技術支援に関するウェビナーの 6 か月間の試行と、更なる検討のための評価報告書の今次会合への提出が決定された。事務局は、同報告書には、8 回のウェビナーの実施報告が記載され、情報と経験の共有に有効で費用対効果も高いとの評価と、目的と対象者の明確化や準備・宣伝期間の十分な確保等の勧告が記載されていると紹介した。多くの加盟国が、COVID-19 影響下におけるウェビナーの重要性に言及し、そのうちのいくつかの加盟国は、ウェビナー開催で得られる経験を次回に生かすことの重要性を指摘し、そのために事務局と加盟国による議論の場を設けることを要請した。CDIP は、報告書の勧告及び加盟国からのコメントを踏まえ、ウェビナーの開催を継続することを決定した。

(d) 知的財産と開発

第 19 回 CDIP において「知的財産と開発」を常設議題として導入することが決定された。今次会合では、「知的財産とクリエイティブエコノミー」について議論する予定であったが、これが第 26 回 CDIP に延期された。それに伴い、以後の予定も 1 回ずつ延期され、第 27～29 回 CDIP のテーマはそれぞれ、「イノベーションと技術移転の触媒としての技術及びイノベーションサポートセンター (TISCs) の役割：機会と挑戦」、「知的財産とイノベーション：起業家のための商標及び意匠戦略」、「知的財産商業化と技術移転」となった。

(11) 遺伝資源等政府間委員会 (IGC)

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GR)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書¹¹⁰⁾について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2019 年の WIPO 加盟国総会において、2020/21 期マンデートが承認されたものの、COVID-19 感染拡大の影響により 2021 年 1 月末時点で会合は開催されていない。

以上

¹¹⁰⁾ 「The Committee will, during the next budgetary biennium 2018/2019, continue to expedite its work, with the objective of reaching an agreement on an international legal instrument(s), without prejudging the nature of outcome(s), relating to intellectual property which will ensure the balanced and effective protection of genetic resources (GRs), traditional knowledge (TK) and traditional cultural expressions (TCEs).」 (第 57 回 WIPO 加盟国総会決定 (A/57/11 ADD.6) より。法的拘束力があるとは明示されていない。)